

平成29年 第1回定例会

美深町議会議録

平成29年3月 3日 開会

平成29年3月16日 閉会

美深町議会

平成 29 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号 (平成 29 年 3 月 3 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 15 号乃至議案第 21 号の提案説明
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第 8 号の提案説明
- 第 7 議案第 9 号の提案説明
- 第 8 議案第 10 号の提案説明
- 第 9 議案第 11 号の提案説明
- 第 10 議案第 12 号の提案説明
- 第 11 議案第 13 号の提案説明
- 第 12 議案第 4 号乃至議案第 7 号の提案説明
- 第 13 議案第 14 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第 14 報告第 1 号 委員会報告 (総務住民常任委員会・産業教育常任委員会、所管事務調査報告)
- 第 15 報告第 2 号 委員会報告 (平成 28 年度 議会広報特別委員会報告)
- 第 16 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 小 口 英 治 君 | 2 番 長 岐 和 彦 君 |
| 3 番 和 田 健 君 | 4 番 中 野 勇 治 君 |
| 5 番 荒 川 賢 一 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7 番 岩 崎 泰 好 君 | 8 番 諸 岡 勇 君 |
| 9 番 齊 藤 和 信 君 | 10 番 南 和 博 君 |
| 11 番 倉 兼 政 彦 君 | |

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午後 1時30分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） ご苦労さまです。只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、只今から平成29年第1回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において9番 齊藤君、10番 南君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの14日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について、の1件であり資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から平成28年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書、平成29年1月、2月実施の例月出納検査報告書の3件です。これらは、いずれもお手元に写しを配布しておりますのでご

覧頂きます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、平成28年度補正予算4件、条例改正6件、預託金及び融資限度額等1件、平成29年度予算7件の合計18件です。議会側提出のものは委員会報告の2件です。今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第15号乃至議案第21号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算乃至議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの平成29年度各会計予算を一括議題といたします。この際、平成29年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長並びに教育長から説明のための発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成29年第1回定例会の開会にあたりまして、平成29年度町政執行方針を申し上げたいと思います。平成29年度の行財政運営を取り巻く情勢に目を向けますと、国内経済は1月に内閣府が発表した月例経済報告において、景気は一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとし、こうした経済情勢の中で経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針2016、及びニッポン1億総活躍プランを着実に実行し、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等に繋げ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしています。こうした中において、本町においては公共施設をはじめとした社会インフラの老朽化対策や、社会保障関係経費の増加など、喫緊に取り組まなければならない課題も多く、これから行財政運営は厳しさを増していく状況にありますが、美深町開拓120年を平成30年に控え、美深町二世紀目のまちづくりを本格的に加速させる時期でもあります。平成29年度は昨年スタートした第5次美深町総合計画の後期計画、さらに、美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略が揃って2年目を迎えることから、地方創生、人口減少抑制対策、基幹産業を中心とした地域産業の振興事業を継続するほか、チョウザメ振興事業、エアリアルスポーツ合宿誘致事業、美深高校下宿確保対策など、各分野において新たな事務事業に取り組み、町民が安心して住み続けられる活力のある町づくりを着実に推進することに意を配したところであります。平成29年度の当初予算は、一般会計で48億1,400万円となり、

前年度対比9,300万円、2.0%増となっております。国民健康保険特別会計は、前年度対比97.7%の6億7,120万円、1,600万円の減であります。後期高齢者医療保険特別会計は、前年度対比98.9%の7,350万円、800万円の減であります。介護保険特別会計は、前年度対比101.8%の5億8,350万円、1,040万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は、前年度対比67.9%の2,330万円、1,100万円の減であります。下水道事業特別会計は、前年度対比85.3%の3億1,400万円、5,400万円の減であります。中央簡易水道事業会計は、前年度対比49.7%の1億1,708万1,000円、1億1,870万円の減であります。これらの特別会計を含めた7会計の総額は、65億9,658万1,000円となり、前年度対比1.5%の減となったところであります。以降については、第5次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、予算編成の考え方をご説明申し上げたいと思います。

まず自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」でありますけれども、環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。本町の恵まれた自然環境と調和する美しいまちづくりを推進するため、引き続き、省エネルギー活動や新エネルギーの活用による地域循環型社会の構築に努めて参ります。有害鳥獣対策につきましては、エゾシカ・ヒグマに加えて急増するアライグマの捕獲対策を推進し、農業被害の抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成支援に努めて参ります。また、ごみ埋め立て処分場の受け入れ停止となる平成30年度に向けて、有害鳥獣の最終処分について準備を進めて参ります。ごみ処理関係につきましては、町民のご理解とご協力のもと、廃棄物の減量化、再資源化を推進し、美しく住みやすいまちづくりを目指した環境衛生対策と、老朽化した塵芥処理車を更新して、ごみ収集業務の効率化に努めてまいります。また、名寄市において現在建設中の定住自立圏域による、ごみ埋め立て処分場の平成30年度供用開始に向けた環境整備を進めてまいります。北部簡易水道事業特別会計につきましては恩根内浄水場内の経年劣化に伴う機械設備等の更新工事が中心となり、また起債償還が本年度で終了することから、前年度対比32.1%減の予算となっております。給水人口は若干減少、水道使用量については、ほぼ横ばい傾向となりますが、施設の補修管理に留意し、完全な水の安定供給に努めてまいります。下水道事業特別会計につきましては、公共下水道長寿命化計画に基づく機械整備等の改修工事、業務委託を引き続き実施しますが、年次計画事業量の減少に伴い、前年度対比14.7%減の予算となっております。また、公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境公衆衛生の充実、向上に努めてまいります。中央簡易水道事業会計につきましては継続的に量水器取替工事、道営中山間地域総合整備事業に伴う給水管布設替工事及び経年劣化による漏水管の更新工事を実施しますが、菊丘配水池耐震化工事の終

了により、前年度対比 50.3% 減の予算となっております。使用水量、給水人口は減少傾向にあることから、安定した水の供給、経費削減に努め、事業運営の効率化を図ってまいります。道路・交通網等の整備について申し上げます。道路交通網は住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道につきましては、橋梁寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、新規に 8 線道路側溝整備工事及び 7 線道路改良工事を実施してまいります。除排雪については、郊外路線の委託に加え、市街地路線においても民間活力を活用し、全路線の委託化により、地域経済の活性化を図って参ります。高齢化が進む中、日常生活における移動手段確保のため、仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバスを継続するとともに、昨年から行った農村部交通空白地域の実証試験についても実態を検証しながら、さらに継続して取り組み、多くの町民の移動手段が確保されるよう公共交通網の整備に努めてまいります。JR 美深駅の無人化に伴う切符販売業務の委託や都市間バス、えさし号の乗車券販売業務の委託等、都市間交通の確保に引き続き取り組んでまいります。また、廃止提案のあった南美深駅については、一定の負担をして地域住民の交通利便性を確保してまいります。宗谷本線の安定した維持、あるいは JR 北海道全線にわたる課題については、宗谷本線活性化推進協議会や上川地方総合開発期成会など関係自治体が一緒になって、道や国に対して存続に向けた取り組みを行ってまいります。住宅の整備について申し上げます。住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であります。恩根内市街地活性化事業において整備された住宅の暖房設備及び周辺環境整備工事並びに本年度で完了見込みのつくし団地屋上防水工事を進めてまいります。また、公営住宅等の計画的な維持管理、修繕等による更新費の削減を図るため、長寿命化計画の見直しを行い、住環境整備推進を図ってまいります。まち・ひと・しごと総合戦略において新しい人の流れを作るため、観光の推進や移住定住対策の推進が重要施策の 1 つであります。昨年、2 棟整備した都市居住者の移住ニーズに対応した移住推進住宅につきましては、1 棟はこれまでの住宅と合わせて移住体験事業による移住のきっかけづくりを推進し、もう 1 棟については、定住を図るために販売を進めてまいります。計画的な土地利用について申し上げます。土地は、生活や産業活動の基盤であります。関係機関と連携して、農用地の防災機能向上や道路排水等の適正な管理により、排水機能の向上を図ってまいります。また、市街地の計画的な土地利用に努めるとともに、公園施設の計画的維持管理を実施し、安全・安心な町民の憩いの場を形成してまいります。消防・防災体制の充実について申し上げます。様々な災害から町民の生命・身体及び財産を守るため、町内外の災害を教訓とした防災意識の高揚を図りながら、美深町地域防災計画に基づく確実な防災情報の発信・伝達を持って総合的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりに

取り組んでまいります。災害応急対策が円滑に実施できるよう、防災訓練を通して災害予防責任者の防災に関する知識及び技能の向上と、町民への防災知識の普及に努めてまいります。救急救助活動につきましては、救急救命士の病院実習による高度救急医療技術の習得・向上さらに病院、医師、ドクターヘリやドクターカーとの連携体制の強化を図ってまいります。大規模災害時を想定し、消防の広域応援体制の活用、隣接消防との実働訓練の強化並びに消防防災ヘリ、消防団との連携を進め、早期に災害が終結できる体制の構築を目指してまいります。また、引き続き老朽化した消火栓の更新を進めるとともに、万が一の災害に備えて備蓄食料の確保や防災資機材の整備を進め、消防・防災体制のさらなる強化を図ってまいります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。平成28年中は、死亡事故はなかったものの、死亡事故につながりかねない重大な人身事故が発生しております。痛ましい事故が発生しないよう、運転者、歩行者にかかわらず交通安全の意識向上のため、各関係機関・団体等と連携した広報活動や街頭啓発などに取り組み、交通事故のないまちづくりに努めてまいります。また昨年、第3回定例会で可決された、美深町飲酒運転撲滅に関する決議の取り組みとして、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」という規範意識を地域全体に定着させるよう、協議会と一体となって啓発運動に努めてまいります。本町は犯罪の少ない街と言われています。今後も犯罪被害に巻き込まれないよう関係団体と連携した防犯対策に努め、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。さらに交通安全・犯罪抑止など快適な生活環境確保の役割を担っている街灯について、町負担率を引き上げて、自治会の負担を軽減してまいります。情報化の推進について申し上げます。情報通信の基盤となる地域情報通信網を適切に管理し、防災情報端末機を通して緊急防災情報などの暮らしに役立つ情報を提供するほか、超高速インターネット通信網の活用など、生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めてまいります。消費生活対策の推進について申し上げます。多様化・複雑化する悪質な訪問販売や、勧誘などの未然防止のための啓発活動や情報提供、広報での消費生活相談事業を推進する取り組みを継続し、消費者保護に努めてまいります。

次に、資源をいかす活力に満ちたまち「美深」であります。まず、農業の振興について申し上げます。わが国の農業は、担い手の減少や高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高止まり、そして米国の環太平洋連携協定TPPからの離脱の動きに伴い、国際社会の先行き不透明感の増大が懸念されるなど、厳しい農業情勢が続いています。本年度は、昨年度に引き続き、将来にわたって美深農業が持続的に発展していくことができるよう、頑張る美深農業支援事業を推進するとともに、個々の課題に対応した諸施策を推進してまいります。以下、主要事業等について申し上げます。環境と調和した安全・安心な農業の推進に

ついてであります。消費者の食への関心がいっそう強まり、農畜産物においても安全・安心が強く求められています。堆肥等の有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進や、土壌診断に基づく土づくりの推進をはじめ、廃プラスチック対策の支援などを継続し、環境への負荷を軽減し、持続可能な農業生産を支える取り組みを推進して参ります。併せて、地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動等に対して支援してまいります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。稲作については、もち米生産組合として取り組む環境保全型農業直接支払交付金事業に継続して支援を行ってまいります。畑作及び酪農については、頑張る美深農業支援事業により、前向きに取り組む農業者を引き続き支援してまいります。畑作につきましては、土地利用型作物を中心に、土作りや圃場の排水対策、高付加価値化などの取り組みに対して支援するとともに、酪農においては規模拡大等を図り、良質乳の増産を図るなどの取り組みに対して支援してまいります。また、飼料確保対策につきましては、農地耕作条件改善事業を活用し、飼料自給率の向上を図ってまいります。このほか、酪農ヘルパー事業や畜産経営、家畜防疫対策に対して引き続き支援してまいります。農産物生産基礎となる土地基盤整備事業については湿害対策をはじめ、老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施してまいります。農業振興センターにおいては、土づくりに対する指導を一層強化するとともに、特産品の研究開発に向けた協力支援、畑作試験展示圃事業を継続してまいります。美深特産品の販路拡大PRについては、美深町畜産物等販売推進会議での取り組みを中心として、各種イベントにおけるPR活動や、新たな販路拡大に向けた商談会等への参加に対し、引き続き支援してまいります。担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。担い手の育成・確保を最重要課題として位置づけ、新規就農予定者の受け入れや、農業経営継承組織の活動に対して引き続き支援を行うほか、平成29年度は2組が研修を終えて就農することとなっておりますので、新規就農者及び農業後継者に対する支援を継続してまいります。また、農業後継者のパートナー対策についても農業後継者育成推進協議会が中心となり、出会いの場づくりや交流会等を積極的に展開してまいります。農業支援塾については、より内容を充実させ、幅広く農業の知識を習得できる体制を構築してまいります。労働力不足の解消は、喫緊の課題であります。労働力確保に取り組む団体等に対して継続した支援を行い、将来に向けた労働力確保体制を構築してまいります。優良農地の確保と農用地の有効活用について申し上げます。離農に伴う優良農地を守り、農業生産力を維持するとともに、効率的な土地利用を展開するため、農用地利用改善団体を中心に基盤強化促進法に基づく担い手の農地集積や農地中間管理機構の活用など適切な利用集積を図り、持続可能な美深農業

の基盤を守ります。林業の振興について申し上げます。林業につきましては、森林の持つ多面的機能が充分発揮されるよう、美深町森林整備計画に基づき、補助制度の活用や協定に基づく道有林との共同事業等により、効率的な森林づくりを推進してまいります。びふか温泉の木質バイオマスボイラーは、順調に稼働しているところであります。循環型エネルギーについて、関係団体との連携により、町産木材の利用を促進し、林産業の活性化と経営の基盤強化を図ってまいります。商工業の振興について申し上げます。国内経済は回復基調にあるものの、世界の動きによって不安定な状況にあります。本町における商工業は、町民の消費行動や公共的な投資事業によって経済活動が変化する一面もあり、人口減少が進むなかにあって、町内の商店主や中小企業者は厳しい経営環境の中で経営努力をされております。商工業の総合的な改善と発展を目的として、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達支援を推進してまいります。商工業担い手支援事業補助金制度は担い手育成、人材育成ともに有効に活用されており、継続して新規開業や異業種進出、経営承継をいっそう支援し、商工業の持続的発展と雇用の場の確保や拡大を図ってまいります。昨年度から、町産材の利用促進に対する補助を拡充して、新たな補助制度としてスタートした快適な住まい環境と商工業振興事業補助金についても、林産業、建設業振興を含め、引き続き地域経済の活性化を図るべく、事業者間の調整を図りながら事業を推進して参ります。観光の振興について申し上げます。観光の振興につきましては、観光商品作りや観光エージェントへのPR活動により、道外からの観光客が訪れるようになるなど、徐々に成果が現れてまいりました。今後も着地型観光の推進を始め、地域の魅力を活かした体験・交流型のプログラムの充実を図ってまいります。観光協会事業に対しましては、広域的な連携事業の展開や観光大使事業、イベントの実施など事業運営に必要な支援を充実させ、観光の振興を図ってまいります。道北観光の拠点施設であるアイランド施設については、老朽化が進んでおります。改修と部分的な整理を段階的に進めながら、施設の改善に努めてまいります。本年度は、びふか温泉の一部改修を行い、利用客の増加を目指します。併せて、道の駅双子座館は、利用客の利便性向上を図るとともに、地場産品販売の充実など、地域の魅力を発信する拠点となるよう、改革を進めてまいります。仁宇布地区の観光推進を図るため、トロッコ王国の安全運行が確保されるよう、年次計画で実施する、まくら木更新事業を継続して支援してまいります。その他、松山湿原や仁宇布の冷水・トロッコ王国・白樺樹液・チーズ・羊・小説の舞台等、個性的な地域資源を活かした観光地づくりに必要な支援をしてまいります。また、北海道大学大学院水産化学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受入についても、本格的に取り組んでまいります。これまで検討を進めてきた北海道電力ペンケニウップ川発電所の放流水を活用したチヨ

ウザメ養殖施設の建設に向けては、多額な資金を要することから、複数年をかけて進め、チヨウザメ養殖技術や孵化技術の確立を図りながら、産業化に向けて取り組んでまいります。新たな地場産業の創出について申し上げます。新たな地場産業の創出については、人材育成研修制度の活用促進や、活性化促進補助事業を活用した特産品研究開発などをきっかけに、本町の資源を活かした産業の創出に取り組む中小企業や団体等を支援してまいります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図ってまいります。求職者の就職活動を支援するため、職業訓練や資格取得に対する費用の助成を引き続き行ってまいります。

次に、次代を創る人を育てるまち「美深」であります。教育の振興について申し上げます。故郷美深を思い、自立し、たくましく生き抜く力を育てる人づくりは、教育の重要な役割であり、学校・家庭・地域ぐるみで守り育てる意識の下、子供たちが夢や希望を持ち、成長できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。幼児センターにつきましては、子育て支援の拠点であり、子供たちの健やかな成長を支えるため、基本的な生活習慣と、健康な心と体を育む教育を進めてまいります。学校教育につきましては、知・徳・体を基本に、確かな学力と体力の向上や豊かな心の育成など、次代を担う人材の育成に努めてまいります。また、英語教育については、小中学校や高等学校等と連携を充実させ、コミュニケーションを図ることができる力を育成してまいります。学校給食については、3年目を迎ますが、常に安全第一を基本とし、美味しい給食の提供と、子供たちの心身の健全な発達に努めてまいります。美深高等学校については、大学受験の学力向上に向けた高度な学習環境の充実と、生徒受け入れに必要な下宿の整備に支援を行ってまいります。社会教育については、町民が生きがいのある暮らしができるよう、多様な学習機会を通じた生涯学習の推進と、優れた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。スポーツ活動については、健康増進と体力向上を図るスポーツに親しむ環境づくりと、子供スポーツ未来基金による青少年のスポーツ活動をサポートしてまいります。またエアリアル競技の合宿誘致に取り組むなどスポーツによるまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、健康で明るく暮らせるまち「美深」であります。健康づくり・医療の充実について申し上げます。町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・予防活動を進めるとともに、地域医療体制の確保に努めてまいります。健康教育や健康相談により、町民の健康管理に対する意識向上を図るとともに、生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見、早期治療を図るため、20歳からの基本検診、特定健診、各種がん検診などを継続して取り組んでまいります。本年度は、特定健診及び基本検診の検査項目に、尿タンパク定量検査を新た

に追加し、腎臓病の早期発見や予防を図ってまいります。感染症予防対策では、各種予防接種費用の助成を継続し、保健・予防活動の推進に努めてまいります。地域医療を確保するため、採算の厳しい地域では、公立病院が重要な役割を果たしておりますが、医師の地域偏在や経営状況の悪化など、地域医療確保の難しさは全国的な課題であると考えています。本町におきましては、美深厚生病院が公的病院としての役割を果たし、外来治療、入院治療、救急医療を始め、検診など町民の健康管理事業、予防接種事業が町内において確保されているわけであります。引き続き、町民からの意見反映や従前にも増した協議を進めながら、美深厚生病院の支援を継続し、地域の身近な医療体制の確保に努めてまいります。子育て支援の充実について申し上げます。地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦健康相談、妊婦健診及び乳幼児等健診をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、不妊治療費の助成など継続して支援してまいります。また、乳幼児等及び1人親家庭等における医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者が、生き生きとした生活を送ることができるよう、各種の生きがい・社会参加を支援する事業を継続するとともに、要介護状態にならないための介護予防の普及・推進に取り組んでまいります。また、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう、社会福祉協議会を始めとする関係者との連携により、介護保険制度と合わせた各種生活支援サービスの充実に努めてまいります。本年度は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの年であり、向こう3年間の計画作成に取り組んでまいります。障害者支援の充実について申し上げます。障害者支援につきましては、介護・訓練等の給付、相談支援をはじめとする地域生活支援事業などの障害福祉サービス、医療費助成制度などを継続し、福祉の増進を図ってまいります。また、本年度は障害者福祉計画の見直しの年であり、各関係機関等と連携・協力により、引き続き、本町で生活する障害者の方々が地域で安心して生活していくための環境作りに努めてまいります。地域福祉の充実について申し上げます。少子高齢化の時代にあって町民1人1人が福祉に関心を持ち、お互いに支え合う地域づくりが求められております。福祉団体への支援を継続するとともに、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携して、高齢者や障害者、子供たちが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。また、消費税率引き上げによる生活への影響を緩和するため、低所得者を対象とした臨時福祉給付金の給付事務を取り進めてまいります。社会保障の充実について申し上げます。社会保障制度の実施にあたり、町民に最も身近な市町村として、円滑な制度運営を進めてまいります。引き続き、国が行う制度改革等に留意しながら、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と国民年金制度、生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実に努めてまい

ります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度対比2.3%減の予算を計上いたしました。加入者数は世帯数で3.0%の減少、被保険者数は2.5%の減少を見込んでおります。国民健康保険の医療費は年々、一人当たりの医療費が減少しています。この減少傾向が継続できるよう、特定健診・特定保健指導による生活習慣病予防事業を推進して、医療費を抑制し、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。また、安定的な財政運営や、効率的な事業の確保を目的として、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となります。この移行に向けての準備を進めてまいります。介護保険特別会計につきましては、第6期事業計画の最終年度に当たりますが、居住サービス、施設サービスなどの保険給付費、また、国の制度改正により本年度から取り組む介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業費の推計から、前年度予算対比1.8%の増となっております。介護予防の推進とともに、介護が必要になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、引き続き、地域における適切なサービスの提供に努めてまいります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るため、引き続き、関係機関との協議を進め、体制整備に努めてまいります。後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料と、その保険料の徴収、納付等に係る費用として、前年度対比1.1%減の予算を計上しております。引き続き、保険料の完納と窓口サービスの提供に努めてまいります。

最後に、みんなでつくる心かようまち「美深」であります。住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進には、町民自らまちづくりを自主的に進めるという意識と行動、そして行政が一体となった取り組みが必要であります。人材育成のための、まち・ひとづくり研修事業を継続し、担い手や起業を目指す若手の育成に支援を行ないながら、地域の産業活動の推進と活性化を図ってまいります。また、毎月発行の町広報誌は、本年度から表紙のカラー化を進め、読みやすい紙面づくりに努めて、的確な行政情報の発信を図って参ります。併せて、まちづくり推進町民会議やまちづくり懇談会、地域担当委員制度や町長への手紙など、多くの機会を活用し、広聴活動の充実に努めてまいります。農業、商工業、観光などの面から、地域おこし協力隊、集落支援員の制度を活用し、都市圏からの人材を受け入れ、地域の活力維持と強化を図るとともに、協力隊の定住と定着を目指してまいります。町民と行政による新しい公共事業である、美深ニューパブリック協議会で進めている高齢者の買い物支援・宅配サービスは、利用者が増加傾向にあり、定着しております。住みやすい町づくりの1つとして、引き続き取り組んでまいります。コミュニティ活動の充実について申し上げます。町民の積極的な参加による地域活動を推進するため、自治会活動の運営に、継続して支援をしてまいります。地域が抱えて

いる課題を主体的に解決する住民自治を目指し、町民同士が支え合う地域とするため、自治会が自ら地域の将来像を描いた地域計画が作成されています。この計画に基づき実施される事業を地域創生元気づくり交付金で後押しをし、自治会活動の活性化を一層、支援してまいります。現在、未策定の自治会においては、地域の検証等を行い、地域担当員も支援しながら、早期の策定に取り組んでまいります。また、少子高齢化社会において、将来にわたり必要性の高い公共施設サービスを持続可能とするため、恩根内地域の拠点施設である恩根内センター・プラザの改修事業に取り組んで参ります。男女共同参画の推進について申し上げます。男女が共に生き生きと生活できる地域づくりに向け、まちづくりへの参画機会の確保や広報・啓発活動による意識の高揚に努めてまいります。交流活動の推進について申し上げます。姉妹町、添田町や群馬県太田市などの自治体間の交流において、若い世代の交流が近年進んでいます。さらに、子供達の食を通しての物産交流など、新たな場面での交流が生まれてきており、札幌美深会や東京美深会を含め、幅広い世代での交流を推進し、広範囲な人的ネットワークづくりに取り組んでまいります。また、平成30年には、北海道命名150年、幕末の探検家、松浦武四郎の生誕200年を迎える。松浦武四郎の出身地である松阪市との交流についても、天塩川流域市町村との連携も含め、推進してまいります。さらに、同じく平成30年に迎える美深町開拓120周年に向けた準備を進めて参ります。行政経営の充実について申し上げます。多様化・高度化する行政ニーズに的確に応えるためには、効率的な行政経営と健全な財政運営が必要あります。行政改革推進計画に基づく効率的な行政の推進と、行政評価による的確な行政サービスの提供に努めてまいります。健全な財政基盤を確保するため、自主財源の根幹となる町税等の適正かつ公平な課税に取り組むとともに、上川広域滞納整理機構と連携し、収納額及び収納率の一層の向上に努めてまいります。昨年から拡大して取り組んだ、ふるさと寄附金事業は、納税制度を本町のPRに最大限活用しつつ、町内外の皆様に寄附という形で、まちづくりに参画いただきながら、本町の資源や特色を活かした事業に活用してまいります。課題に挑戦する職員を育て、行政サービスの向上を図るため、日常的な業務をこなすための研修を始め、的確に課題を把握し、解決のための施策を形成し、実行できる能力を育成するよう、各種研修を通して資質を高めてまいりたいと思っております。以上が、5つのまちづくりの目標に沿ってのそれぞれの予算編成の考え方であります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、平成29年度の行政執行方針としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 次、石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管いたします平成29年度の教育行政執行方針

を申し上げ、町議会の皆様、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。子供たちが自立し、社会において生きる力を育み、心身ともに健やかな人材を育成することが教育に求められている課題であります。次代を担う子供たちを学校・家庭・地域の連携と協力で守り育て、子供たちが夢や希望を持って未来に向かい、たくましく生きていける力を育むよう教育の充実を図ってまいります。芸術・文化・スポーツを通して、町民1人1人が心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、生涯にわたる学習機会の提供と学習活動を支援し、活力ある地域づくりを推進してまいります。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期については人としての基礎的な成長を遂げる大切な時期です。幼児センターは、子供たちの健やかな成長を支える子育て支援の拠点であり、基本的な生活習慣と健康な心と体を育む教育を進めてまいります。子育て支援については、一時保育・預かり保育・延長保育の継続と、子育て支援室や遊びの広場を通して、子育て相談や未就園児の交流を図ってまいります。また、小学校へのスムーズな就学移行ができるよう、交流や連携を深めるとともに、知識や思考力を養い、学びに向かう力を育ててまいります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育については、学校教育目標である知・徳・体を基本に、故郷への思いや夢と希望を大切に、社会においてたくましく生きる力が身につくよう教育活動を推進してまいります。子供たちが自ら学び、考える力を養い、確かな学力と体力の向上を図り、心豊かな人材の育成に努めてまいります。特色ある教育の推進については、小中学校や高等学校等との連携を深め、外国語指導助手等を活用する中で、語学力やコミュニケーション能力が向上するよう英語教育の充実に努めて参ります。特別な教育的支援を必要とする子どもたちについては、障害の状態に応じた就学指導を行うため、特別支援員を配置して支援してまいります。仁宇布小中学校については、山村留学の継続や老朽化した校舎の対応など、今後の方向性を判断する時期であり、学校のあり方について議論を進めてまいります。学校給食は、3年目を迎ますが、常に安全第一を基本とし、美味しい給食の提供と食育を進め、心身の健全な発達に努めるとともに、給食費の軽減を継続してまいります。高等学校教育については、義務教育で培った知識や教養を深く学び、社会に貢献できる人材の育成が大きな役割です。美深高等学校では、大学等への進学率向上を図るため、美深高校卒業生の返済免除奨学金制度のほか、大学受験の対策強化としてインターネット活用により高度な学習環境を充実させる取り組みに支援してまいります。また、生徒受け入れに必要な下宿の整備を行い、より魅力ある学校づくりを進めるために支援を充実してまいります。美深高等養護学校は道北地域の特別支援教育の中心的な学校であり、生徒の自立に向けた教育活動の充実を図るため、学校協力会による支援を継続してまいります。家庭・地域教育の充実について申し上げます。家庭教育については、子供たちが成

長するための教育の出発点です。生活に必要な習慣を身につけ、心身の調和のとれた発達が図られるよう、保護者への学習機会及び情報の提供に努めてまいります。また、地域ぐるみの交流活動を通じて、子供たちが多くの人々と触れ合い、様々な力が身につくよう、サポートに努めてまいります。子供たちの安心できる居場所として、児童館での健全な遊びの場や放課後の児童クラブ及び子ども教室で、学習や体験活動を提供してまいります。社会教育の充実について申し上げます。社会教育については、町民の生きがいのある暮らしと地域活動への参画及び人づくりを推進するため、多様な学習機会の提供に努めてまいります。次代を担う青少年を育てる体験活動の推進と団体等が行う自治活動の支援により、地域の担い手となる人材づくりに努めてまいります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動については、地域に根ざした文化活動に取り組んでいる文化団体やサークルを支援し、自主的な創作活動の推進を図って参ります。文化会館COM100を拠点とした芸術文化の鑑賞や、優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、郷土の歴史を後世に伝えるため、貴重な文化財の保存・伝承・公開に努めてまいります。また、平成30年度の文化会館20周年に向け、文化ホール音響設備の更新と郷土資料室の一部リニューアルを行ってまいります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動については健康増進と体力向上を図るため、各種教室の開催や団体の活動支援を通して、誰もが運動に親しむことができるスポーツ環境づくりを進めてまいります。エアリアル競技を中心とした、スポーツによるまちづくりの推進に向け、トップアスリートの育成強化や合宿誘致などに取り組んでまいります。青少年スポーツでは、子供スポーツ未来基金の活用により、子供たちのスポーツ活動をサポートしてまいります。体育施設については、指定管理者による効率的な管理運営を行い、利便性の向上と利用促進に努めてまいります。スキー場の景観整備については、花の育成を中心とした維持管理により、景観づくりを進めてまいります。以上、申し上げ、平成29年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、平成29年度の各会計予算案7件に関する町長の行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会に提案されております議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算乃至議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することとしたいと思いますが、このように決定してご異

議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号乃至議案第21号の新年度予算案7件は、議長を除く10人の議員で議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することと決定をいたしました。只今、設置された予算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、議席番号1番 小口君から、議席番号10番 南君までの10人を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、諸岡君、齊藤君、南君の10人に決定をいたしました。これから特別委員会の招集を行いますが、その前に15時まで休憩といたします。

議長から、委員会条例第8条の規定により、予算特別委員会を招集致します。正副委員長の互選並びに審査日程の決定をお願い致します。

午後 2時34分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程の件を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長には中野君、副委員長には岩崎君が就任しております。予算委員会の日程は3月14日、15日の2日間と決定しました。

◎日程第6 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして、育児休業等に係る子の範囲を民法上の親子関係に準ずること、さらには、再度の育児休業

ができる特別の事情の追加、そして育児に係る部分休業と介護時間の時間数調整等についてでありますて、これらを改正するものでありますて、よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書1頁をご覧いただきたいと思います。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、資料、新旧対照表をお付けしてございますのでご覧いただきたいと思います。法の改正により12月2日に交付されているわけでありますけれども、育児休業等の対象となる子の範囲、これの見直しが行われてございます。昨年の第4回定例会で職員の休暇等に関する条例でこれを改正いたしまして、同様の見直しを行ってございます。特別養子縁組の看護中の子であるとか、あるいは里親である職員に委託されている子供、両親となる希望している子ども、こういったこれらが追加されたわけですが、今回の法律ではさらに、これらに準ずる子供について条例で定めることとしてございます。したがいまして、この条例で定めるということで、1条追加するわけでございますけれども、これが第2条の2として追加いたします育児休業法第2条第1項の条例で定めるものということで、これは養育里親である職員に委託されている児童、これを準ずる子ということに範囲として定めるものでございます。次に、第3条の改正でございます。これは、育児休業が再度取得する特別の事情ということで、その特別の事情を追加する改正でございますけれども、育児休業につきましては、1人の子について原則1回というように限られておりますが、条例で特別の事情を定めた場合については、再度の育児休業が出来るということとされてございまして、この特別な事情が第3条に謳われているわけでありますが、今回この第1号を改正しようとするものでございます。1枚めくっていただきまして、今回、現行の第1号を第1号と第2号に分けて規定しようとするものでございますけれども、これは、現行の承認されている一時休業の効力が失った時と、取り消されたときということで、現行規定は1号で謳っているわけですけれども、改正で失った後と取り消された後と分けて改正し、さらに第2号に今回追加する特別の事情を加えようとするものでございまして、第2号のイの部分ですね、民法云々と書いてありますけれども、この部分を追加するものでございまして、これは特別養子縁組の審判終了不成立または里親の解除これを追加するということでございます。次に、4頁、この下の第10条の改正でございます。第10条の改正、これは育児短時間勤務についての規定となってございまして、これ

も再度の育児短時間勤務ができる特別の事情がここで規定されてございますが、先ほどの第3条と同じ内容の改正を行うというものでございます。最後に、下、第18条の改正、これは部分休業の承認に関する改正でございます。昨年の第4回定例会で職員の休暇等に関する条例を改正いたしまして、この中で育児時間について新たに規定をしたという所でございますけれども、この部分休業の時間調整に関し、これまでの育児時間の他に介護時間を加える改正を行うというものでございます。いずれも、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第8号の説明を終了いたします。

◎日程第7 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第9号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、法人町民税では法人税割を引き下げる規定、さらに個人町民税では住宅ローン控除制度の適用期限を延長する規定、さらには軽自動車税では環境性能割の創設と現行の制度を種別割に改める規定及び軽自動車税グリーン化特例、これは軽減課税でありますけれども延長する規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の6頁をお開きいただきたいと思います。

議案第9号 美深町税条例等の一部改正について。

美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

第1条から第4条を定めるものでございまして、資料をお付けしてございます。13頁、14頁をめくっていただきたいと思います。今回の法改正につきましては、消費税の10%の引き上げ、この時期が平成31年10月1日とされて、昨年11月に公布されたということと、それに関しまして地方税についての所要の見直しが行われております。それによる改正となってございます。法人町民税に関する改正、個人町民税に関する改正、軽自動車税に関する改正ということでございまして、下の14頁以降に改正内容の説明を記載してございますが、この資料の作り方としては、表の1番上の行をご覧いただきたいと思

いますが、まず改正区分、これは先程、町長の方から説明した税法等の改正区分を書いてございます。その右に条項ごとの改正の説明、さらに改正条項、どこを改正するのかということです。そして改正の内容、課税適用、この年月日について記載をしているということでございます。それでは、まず1番目の法人税割の税率の改正でございますけれども、法人町民税のうち、法人税割を12.1%から8.4%に引き下げるという改正でございます。これは第2条による改正となってございまして、本則の第15条の4、第1項を改めるものでございまして、課税適用は平成31年10月1日となるものでございます。以下同様に表をご覧いただきたいと思いますが、次に2の改正でございます。個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長となってございまして、現在は平成41年になってございます。これを平成43年に改めるものでございまして、これは第1条による改正となってございます。改正条項等は記載のとおりで、課税適用につきましては公布の日からとするものでございます。次、3番目が軽自動車税に関する改正で、これは第2条による改正となってございます。上の改正概要、13頁のところに戻ってご覧いただきたいと思いますけれども、消費税の引き上げ時点で自動車取得税、これが道税でありますけれども、これを廃止いたしまして、新たな税として、環境性能割、これが創設され導入されるということになってございまして、軽自動車税においても、この環境性能割が創設されるということでございます。また現行の軽自動車税これは(2)の部分でございますけれども、種別割と名称が変更となりまして、ここに四角で囲んでございますけれども、軽自動車税が、環境性能割と種別割とで構成されると、こういった改正となるものでございます。環境性能割というのは、燃費性能の良い車は税負担が軽くなるという性質の税金でございまして、軽自動車の取得時に課税をされるということでございまして、当分の間は、知事が徴収を行うこととされてございます。この環境性能割の税率、徴収、減免等の所領の規定について定めるものでございまして、14頁から16頁にかけて、その内容を記載してございます。主たる概要についてご説明申し上げますが、まず14頁の一番下、課税標準ということで記載してございますが、この課税標準につきましては、取得に通常要する価格となってございまして、中古車も課税の対象ということでございますが、免税点は50万円ということでありますので、50万円以下は減免となるということでございます。次、15頁、税率について定めるものでございます。燃費性能で段階を定めてございます。この表にはありませんけれども、法によっては電気自動車等については非課税となっておりますが、条例については、1%から3%までを定めるもので、この対象については、ここに記載の通りですね。この基準を達成していれば、というそれぞれ1%、2%、それ以外については3%という規定でございますが、ただ特例として定めてございます次の16

頁の上段、税率の特例というように記載してございますけれども、当分の間の特例ということで、営業用につきましては、0.5%から2%までを定めるというもので、1%については0.5%、2%については1.0%というように営業用については特例、さらには自家用についても15頁の頭の表では3%という税率があるのですけれども、これも附則で、これを2%と読み替え規定を加えまして、したがいましてこの環境性能割については1%、2%の区分として規定がされるということでございます。次に、16頁の中ほど（2）の現行の軽自動車税の改正に関してであります。これは各条項に軽自動車税と謳ってございますけれども、これを名称の変更によりまして、種別割と改めるものでございます。現行の軽自動車税に係る制度改正はございません。次、17頁をめくっていただきまして、（3）軽自動車のグリーン化特例の延長、軽減課税ということで、これも排ガス性能の優れた環境負荷の小さいものについて税率を軽減するということでございまして、これは1年間延長するということでございます。28年度、28年の4月1日から29年の3月31日までに最初の新規の検査を受けた車両、これにつきまして平成29年度分の軽自動車税を燃費性能に応じて、軽減が受けられるという所要の改正を行うものでございます。表の欄外に、今回の法律の改正によって条項等が移動したものとここに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第9号の説明を終了いたします。

◎日程第8 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第10号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、介護保険法の改正により、美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例に定めている介護予防等に関する条例を新たに定める美深町地域支援事業実施規則に移行するため、所要の改正をするものであります。さらに、この改正に伴い、美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用に関する条例の関連規定を規制するとともに、新たに実施する美深町地域支援事業に関する事務を追加しようとするものでございます。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書18頁をお開きいただきたいと思います。

議案第10号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2条からなる条例となってございまして、これも資料でご説明申し上げます。21頁、22頁をお開きいただきたいと思います。介護予防、日常生活支援総合事業、これが4月1日から実施、開始となってございます。これによりまして、これまで実施してきておりました介護予防事業、これが地域支援事業へ移行して実施するということになります。現行では、この条例において実施に関する事項を定めてございますが、総合事業に関して、國の方針では市町村の要綱等で定めることを想定しているということでございまして、当町においてはこの総合事業と包括的支援事業、さらに任意事業を合わせて規則で定めることとしてございます。従いまして、現行の条例にございます介護予防事業に関する規定は、新たな規則を定めて移行し、現行の条例は生活支援事業の実施に関するものとするものでございまして、まずこの条例の題名を美深町高齢者等生活支援事業の実施に関する条例と改めるものでございます。第1条関係、これが介護予防生活支援事業の条例の改正となりますのが新旧対照表のまず第1条の部分です。目的規定、ここから介護予防に関する記述を削除いたしまして、高齢者等生活支援事業を実施する旨に改めるものでございます。次、第3条の対象者の改正、これは第1号の介護予防を高齢者及び障害者に改めまして、略称規定を高齢者等と改めるものでございまして、その下、第2号の予防事業に関する記述については削除をするということでございます。次に、第4条、事業及び利用者の範囲に関する規定でございますが、ここから地域支援事業へ移行します介護予防事業を削除いたしまして、生活支援事業であります第1号の外出支援サービス事業、第2号の除雪サービス事業、第3号の要介護者等生活支援短期宿泊事業、この3つが生活支援事業として残るものでございます。第2項等については、利用者の範囲の規定を整理するものでございます。次に1枚めくっていただきまして、別表の改正となってございます。これは利用者

負担に関して表で示しているものでございますけれども、この表からも介護予防に関する部分について削除いたしまして、高齢者等生活支援事業利用者負担基準表とするものでございまして、第1号の外出支援サービス事業、第2号の除雪サービス事業、第3号の要介護者等生活支援短期宿泊事業、これらについて利用者の負担基準額等を定めるものでございますが、負担額等の改正はございません。次、25頁をご覧いただきたいと思います。これは、個人番号の利用に関する条例の一部改正となってございます。今回の先ほどの第1条の条例改正によって、条例の題名が改められたということによる改正が1つでございます。さらに、地域支援事業に関する事務について規則で定めるということにいたしました。この規則で定めるものが新たにこの別表の中に記載するものでございまして、それぞれ特定個人情報となるものについて1号、2号にわたって定めようとするものでございます。この条例の施行期日は、平成29年4月1日とするものでございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第10号の説明を終了いたします。

これから3時50分まで休憩といたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 日程第9 議案第11号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 美深町介護保険条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正により、平成29年度の特例として、介護保険料の判定に用いる合計所得から、譲渡所得に係る特別控除額を控除できるよう改正するものでございます。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書26頁をお開きください。

議案第11号 美深町介護保険条例の一部改正について。

美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきたいと思います。改正の内容、附則を設けて、そこに平成29年度の特例を設けようとするものでありますけれども、若干、改正に至るご説明を申し上げますと、この第1号被保険者の保険料の段階判定、これに合計所得金額を設けておりますけれども、この合計所得金額、土地を譲渡した場合、それによって生じる売却収入、これが税法上の特別控除が適用されておりません。したがって、土地等を譲渡した場合に翌年の所得が急増して、介護保険料が高額になるという、そういった場合がございます。しかし、災害等あるいは土地収用法などによって本人の意思によらず土地の譲渡をすることがあります。そのような土地の売却収入を所得として取り扱わないよう、政令の改正が行われた。これは被災地等々の関係もあるわけでありますけれども、改正の内容につきましては、この上段の改正趣旨に記載されているとおり、租税特別措置法に規定されております長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いて保険料の段階を判定するという、その旨を定めるものでございます。現行の保険料率については政令第38条第1項の第1号から第9号までを引用して、この条例の第7条に規定してございますが、今回の政令の改正によりまして、その旨が規定されております政令の附則、改正附則第19条、これを引用して、この条例の附則第10条に定めようとするものでございます。各項に定める額の改正はございません。特別控除をするのだという、その旨がこの引用によって定められるというものでございます。この条例の施行期日でございますけれども、平成29年4月1日からとするものでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第11号の説明を終了いたします。

◎日程第10 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第12号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。本条例は、新規就農者や独立、規模拡大就農者に対して支援を行い、農業経営の安定・定着を促進し、本町農業の振興を図るため、平成6年に制定したものです。今回の改正は、これまで新規、独立就農者の対象となっていたいなかつた配偶者または18歳以上の同居親族を有しない場合においても、就農計画認定委員会が

特に認めた場合は対象とするように見直す改正と、地域就農予定者の就農にあたって、継承または取得する住宅に環境整備が必要な場合が多いため、就農前に生活環境を整備し、就農後は農業経営に専念できるよう新たに生活環境整備補助金の対象者に新規就農予定者を加える改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、提案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をいたします。29頁をご覧いただきたいと思います。

議案第12号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について。

美深町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、31頁をご覧いただきたいと思います。資料をお付けしてございますので、改正の内容でございますけれども、1つは、新規就農者等の対象者の要件についての改正。2つ目が住宅改修等の生活環境整備補助金の対象者の改正となってございます。新旧対照表の第3条からご説明申し上げますけれども、まず、第3条の改正につきましては、新規就農者等の対象者要件に関するもので、第1号から第3号の改正となってございます。規定の表し方と言いますか、号を分けて、ア、イ、ウを分けてそれぞれ合わせて整理を行うという改正もしてございます。まず、第1号の改正でございます。これは個人経営の新規就農者を対象となる者の要件を定めてございますが、現行は、アに年齢と配偶者等の保有することの要件、イに面積の要件を定めてございますけれども、改正案では、アに年齢要件、イに配偶者等の要件、ウに経営面積要件を定めるよう整理をするものでございまして、この整理につきましては2号、3号についても同様に行うものでございます。それでは、改正内容でございますけれども、まず、アの年齢要件は現行通りとなってございます。イの配偶者等を有する要件、これに特認規定を設けて、就農計画認定委員会、これが特に認める場合については単身者の就農も可能とすると、このように改めるものでございます。これにつきましては、今回合わせて基本構想の見直しも行う予定をしてございますが、この営農累計の中に、単身就農を想定した累計を設けることとしてございます。従いまして、単身による新規就農希望があった場合には、これに即して、就農計画認定委員会が判断をするというものでございます。次に、ウの改正でございますが、これは経営面積の要件にある、これも特認規定を設けて、現行は町長が認めた場合というようにしてございますが、現状の認定の仕方、或いは先程のイの改正の特認の関係で、就農計画認定委員会が認めたというようにこれも改めまして、対象要件判断の統一を図ると、そのように改正しようとするものでございます。次の頁、めくっていただきまして第2号

の改正になります。これは共同経営体の新規就農者に関する規定でございまして、経営面積要件の特認規定を第1号と同様に改正するものでございます。ウの部分ですね、これを町長から就農計画認定委員会に改めるものでございます。次に、第3号、これは独立就農者に関する改正でございまして、年齢要件と配偶者等の要件を分けて規定いたしまして、第1号と同様に単身での就農を可能とするように改めるものでございます。次に、33頁の別表の改正になります。これは第7号のところの改正になります。生活環境整備補助金、この対象に新規就農予定者を加えるものでございまして、新規就農前の準備段階においても住宅改修等を行った場合、これも補助対象とすると改めようとするものでございます。条例の適用期日でございますが、平成29年4月1日から施行するとするものでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第12号の説明を終了いたします。

◎日程第11 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第13号 美深町給水条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 美深町給水条例の一部改正について提案説明を申し上げます。現在、市街地に給水しております中央簡易水道は、道営中山間事業で給水区域内の拡張工事を行っております。これに伴い、工事区域内である吉野、斑渓、紋穂内地域の受益者の半数以上が農業者であることから、北部簡易水道事業区域内の受益農家との均衡を図るよう、農業用料金を設定する改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の説明をさせていただきます。議案書34頁をお開きいただきたいと思います。

議案第13号 美深町給水条例の一部改正について。

美深町給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも1枚めくっていただきまして、36頁から資料をお付けしてございます。料金に関する改正となってございまして、第24条の改正になるわけでありますけれども、それぞれ中央簡易水道事業、北部簡易水道事業の料金について規定してございますが、1枚めくっていただきまして37頁、38頁になりますけれども、現行の料金規定、農業に関しては北部簡易水道事業に定めがございますが、中央簡易水道事業については、この定めが

ございません。ただ、現在進められております中山間事業によって、中央簡易水道事業の給水区域が拡大しまして、農業地帯が中央簡易水道事業の給水区域となるための改正となってございます。現在の北部簡易水道事業の料金表に定めてございます農業用の料金規定、この料金を農業料金として規定するわけでございますが、この北部簡易水道事業の表の中から削除いたしまして、新たに第24条の2として農業料金を定めるものでございます。したがって、現在の北部簡易水道事業の水道料金が、そのまま第24条の2に移行するというものです。これによりまして、北部簡易水道さらには中央簡易水道の区域内の農業用の料金がこの料金に統一されるということになるものでございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものでございます。以上、議案の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第13号の説明を終了いたします。

◎日程第12 議案第4号乃至議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第4号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第7号）乃至議案第7号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第4号から議案第7号で提出しております一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第4号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、入札減や事業量の増減、ふるさと納税寄附金の積み立てなど、年度末に向けて予算を整理するほか、町有施設の煙突断熱材に係るアスベスト調査業務を緊急に行うための委託料、個人番号カード交付事業補助金の交付決定に伴う経費を追加いたします。なお、この2つの事業は平成29年度に繰り越しして、実施するものとして第2表の通り、繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。歳入につきましては只今、申し上げた歳出の特定財源について追加・減額したほか、収支を見込んで基金繰入金の減額、町債では、事業費の確定にあわせて借入額の変更と追加を行っております。また債務負担行為につきましても第3表の通り、3件追加しておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。以上によりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ4,316万9,000円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ50億5,173万7,000円となるものであります。

次に、議案第5号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、医療費の支出見込み、そして介護納付金や共同事業安定化拠出金などの所要額の確定に伴い、年度末に向けた計数整理を行うものであります。歳入におきましては国・道支出金や共同事業交付金などの特定財源と前年度繰越金を整理し、国保税の収納増を見込んで基金繰入金を減額する予算としております。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ964万6,000円を減額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ6億7,627万1,000円となるものであります。

次に、議案第6号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、施設サービスなど保険給付費の増減見込みによる補正と、それに伴う国・道の支出金等財源の整理を行うものでございます。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ4,386万6,000円を減額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億3,676万6,000円となるものでございます。

次に、議案第7号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的収支では起債借入利率確定により、他会計補助額の確定、消費税及び地方消費税還付金見込み額の確定のほか、入札執行残を整理し、収益的収入を314万4,000円減額して、9,625万円とするもので、収益的支出は89万5,000円を減額し、7,620万4,000円といたしますものであります。資本的支出では、建設改良工事の入札執行残を整理いたします。これによりまして、資本的支出を215万3,000円減額し、1億5,516万3,000円とするものでございます。以上、一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第4号をご覧いただきたいと思います。

議案第4号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度美深町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 川端住民生活課長。

○住民生活課長（川端秀司君） 続きまして、別冊配布の議案第5号の説明をさせていただきます。

議案第5号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第6号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。

議案第6号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） ちょっとお待ちください、今日の日程が少し遅れています。今日の日程終了まで時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。それでは会議を続けます。

杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊配布の議案第7号をご覧ください。議案第7号のご説明を致します。

議案第7号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 杉本課長の職名を言い間違えましたので訂正を致します。杉本建設水道課長です。失礼いたしました。以上で議案第4号から議案第7号についての説明を終了いたします。

◎日程第13 議案第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第14号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度については、美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着化を図るため、北海道労働金庫の運用原資として預託をし、勤労者の福

祉資金として貸付を行うものであります。預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書、最後の頁でございます、40頁をお開きいただきたいと思います。

議案第14号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。

美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を平成29年4月1日から次のとおりとする。

1として預託金でございますけれども500万円といたしまして預託金融機関が北海道労働金庫名寄支店、融資限度額を750万円とするものでございます。以上、議案の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。それでは質疑を終了して討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第14号について採決を行います。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第14号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 報告第1号を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過選びに結果についてご報告を願います。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 所管事務調査報告をいたします。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、會議規則第77条の規定により報告するものであります。調査事項につきましては築40年以上の公共施設についてということで、調査内容につきましては公共施設の改修・改築計画について過去の改修状況等、また今後の方向性について担当課の方から資料をいただき、1月29日に調査を行ったものであります。

調査の目的といたしましては、本町の人口は昭和35年をピークに減少し、平成26年には4,727人となっており、今後、平成52年頃には3,129人になると推計されている中、人口減少と少子高齢化が進行し、将来、厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、本町においてはどのような方向性を持って公共施設等の改修・改築を進めていくかを調査することが目的であります。調査の内容については、先程も触れましたけれども、担当課の方から40年以上経過した68施設等の建設年度におよぶ改修等々の資料を、皆様のお手元につけてありますような資料を提出していただきまして、調査したものであります。質疑の内容については、概ね役場庁舎、・SUN21、地域コミュニティーセンター等々の改修・改築等に重点を置いて調査したことろであります。調査のまとめを朗読して報告とさせていただきます。最初に、担当課の聞き取り調査の中で、平成28年5月に美深町公共施設等総合管理計画を策定し、それに基づいて公共施設等の適正管理を進めていく。この計画というものは、2016年度から2056年度の40年間を計画とし、5年間を基本に、必要に応じて見直しをしていく計画であります。役場庁舎につきましては、現段階では改修計画はないが、昭和37年に建築した古い部分については、改修を考えていくという担当課の答弁がありました。また、SUN21、いわゆる商工会の改修につきましては、役場庁舎改修時に合わせて庁舎内に併設するような考えを含めながら、今後、どのようにして行くか考えていくという理事者側、担当側の説明がありました。次に、学校施設については、美深小学校、中学校は大規模改修・改築工事が終了しておりますが、今後、改修改築が残されている仁宇布小・中学校校舎の建て替えについては、今後、山村留学をどのようにしていくかによって、建て替えを検討していきたいという考え方を示されておられました。また、近年、自治体で話題になっているアスベストについては、公共施設のうち集合煙突のある建物は、先ほどの予算の中でもありましたけれども、この時点では49施設とありましたが、50施設の施設があるということで、早いところで平成29年度補正予算でもかかっておりましたということで、早いうちに調査をし、対応をしていくというような答弁でございました。次に、最後のまとめになりますけれども、今後は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、具体的な施策を策定し、進めていく方向性が示されたが、大規模の改修・改築を行うための財源確保を考えると、当面、改修・改築は難しいと思うが、改修・改築が必要なものについては、財源を確保する努力が必要と思われるというような委員会のまとめといたしました。以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。質疑なしと認めます。次、産業教育常任委員長、1番 小口君。

○1番（小口英治君） 産業教育常任委員会、所管事務調査報告。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査事項1、美深農業の現状と課題。2、美深林業の現状と課題。調査方法、聞き取り調査。調査日、平成29年2月13日。美深農業の現状と課題、調査の目的は、頑張る美深農業の具体的支援事業の内容・支援の実績・今後の取り組みを調査するものです。調査の内容は省略します。調査のまとめ、本支援事業は寒冷地土地利用型作物を中心に土作り・生産力向上・品質向上を目指す取り組みに対し、支援を行い、最北の生産地としての確立を促しており、利用実績にも裏打ちされているように、美深町の農業にとって有効な事業と考える。しかし、対象農家においては基準となる耕作面積に達していないことや、申請を見送る事例があったが、利用率が高く、意欲も見られることから、今後の事業効果に期待するところである。先に全体予算があることによる上限設定となっており、満足度の訴求も求められている。今後の事業効果を最大限に生かすには町、農業者、JA等関係機関とのより綿密な連携が求められる。2、美深林業の現状と課題、調査の目的、町内のバイオマス利用の現状、恩根内市街地バイオマス計画及びチップ材の生産と消費の状況等を調査するもの。同じく調査の内容は省略いたします。調査のまとめ、木質バイオマス事業は、林業の活性化と循環型社会の構築を目指す事業の1つであり、びふか温泉では平成27年度から事業が開始されている。道内大手事業所からの需要の減少に伴う生産量の減少など、町産材の活用面ではまだ多くの課題があるものの、豊富な森林資源は製材の活用が最も有効であり、普及に力点を置く必要がある。新エネルギー循環型社会の構築は、第5次総合計画においても地場産業推進体制の充実を目的としている。バイオマス事業は、林業の活性化に向けた有効な取り組みであり、継続すべき事業だが、恩根内市街地バイオマス計画変更の教訓を次につなげる必要がある。以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。質疑なしと認めます。なければこれで報告を終了いたします。

◎日程第15 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 報告第2号 平成28年度議会広報特別委員会報告ですが、本件はお手元に配布の報告書を持って調査終了報告といたします。

◎日程第16 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 休会日の決定の件を議題といたします。お諮りをいたします。議案調査、一般質問調整等の為、4日から12日までの9日間を休

会としたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって4日から12日までの9日間は、休会と決定をいたしました。以上で本日の日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会といたします。どうもご苦労様でした。

平成29年第1回定例会
美深町議会会議録

第2号 (平成29年3月13日)

◎議事日程 (第2号)

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
住民生活課長 川端秀司君	保健福祉課長 望月清貴君
農務課長 草野孝治君	建設水道課長 杉本力君
会計管理者 吉田克彦君	総務グループ主幹 小林一仙君
企画グループ主幹 中江勝規君	生活環境グループ主幹 後藤裕幸君
税務グループ主幹 山崎義典君	保健福祉グループ主幹 小野勇二君
農業グループ主幹 桜木健一君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育長 石田政充君	教育次長 玉置一広君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外 崎 敬 雄 君 事務局長 草 野 孝 治 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事務局長 羽 野 保 則 君

◎議会事務局

事務局長 羽 野 保 則 君 事務局係長 神 野 勝 彦 君

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

今期定期会の一般質問通告について申し上げます。

一般質問通告者は岩崎議員ほか2名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は30分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許します。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めます。議長にお願いでございますが、一般質問をするにあたりまして、私の方で簡単な図表を資料として持ってきておりますので、その配布について許可を頂けますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 許します。

○7番（岩崎泰好君） それではこれをお願いします。それでは質問に入ります。最初の項目は行政についての質問でございます。美深町2世紀目のまちづくりをどのように加速させるのか町政執行方針を問う、という題目でございます。町長は平成29年度町政執行方針の冒頭に、美深町開拓120年を控え、美深町2世紀目のまちづくりを本格的に加速させる時期でもある、また、平成29年度は第5次美深町総合計画の後期計画と美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目を迎えることから、地方創生、人口減少抑制対策、基幹産業・地域産業の振興事業の継続とチョウザメ振興事業、エアリアルスポーツ合宿誘致事業、美深高校下宿確保対策など、各分野において新たな事務事業に取り組み、町民が

安心して住み続けられる、活力あるまちづくりを着実に推進することに意を配した、と述べられます。安心して住み続けられる持続可能な町のありように意を配することは大切な視点であると考えを同じに致しますが、喫緊の課題解決にとどまらず、20年、30年、あるいは50年後の美深町の姿を描きながら、まちづくりの推進を図り、子供たちや孫世代に引き継いでいくことも重要な視点という考え方でございます。そのような視点から、美深町2世紀目のまちづくりをどのように加速させるのか、平成29年度の執行方針について考え方を町長に伺うものであります。まず、自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」。環境保全・環境衛生の推進について3点、お伺いをいたします。1つ目は、省エネルギー活動や新エネルギー活動の活用により地域循環型社会の構築についてどのような循環型社会を目指しているのか、という事。それから2つ目は、廃棄物の減量化、再資源化の推進をどのように進めていくのか。具体的な数値目標と係る経費の削減目標を立て、実現していく考えはあるのかを伺います。3点目は、現在、定住自立圏域で進めております埋立処分場の運用を今後どのように進めていくかとするのか。また、炭化処理をしている生ゴミ処理について、施設の老朽化で今後どのようなことが考えられ、また、どのような手法と仕組みで、これらの問題を解決して行こうとしているのか、3点お伺いしたいと思います。次に、資源を活かす活力に満ちたまち「美深」については、観光の振興について1点、お伺いします。長年、課題が指摘されてきました道の駅、双子座館は、利用客の利便性向上を図ること、そして地場産品販売の充実、地域の魅力を発信する拠点となるよう改革を進めるとしておりますが、その改革の中身はどのようなものであるのか、本格的なリニューアルを意味しているのか、お伺いしたいと存じます。次には、健康で明るく暮らせるまち「美深」、健康づくり・医療の充実では、公的病院としての美深厚生病院の将来のあり方についての考え方を改めて伺うとともに、町民の意見反映と信頼性の回復について、どのような協議と具体策が話し合われ、そして改善への方向が見込まれる今回の予算措置と成り得たのか、その経過と中身についてお伺いします。更に高齢者支援の充実については、日本の65歳以上の人口は、2042年にピークを迎える、その後も75歳以上の人口割合は、増加し続けることが予想されます。特に、団塊の世代、約800万人が75歳以上となる2025年、平成37年以降は、国民の医療や介護の需要が更に増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては2025年、平成37年を目処に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進するよう各自治体に求めているところであります。今年は、介護保険事業計画の見直しの時期を迎えておりまして、この国

の制度改革によります介護予防・日常生活支援総合事業も組み入れた地域の包括的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築をどう進めていくのか所見を伺うところであります。あとは自席で質問を続けます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から美深町2世紀目のまちづくりをどのように進めるのか、言ってみれば町政執行方針の具体的な中身等々についてお尋ねをいただきました。美深町2世紀目のまちづくりということではありますので、総合計画の基本目標に沿って、それぞれ各項目についてご説明を申し上げたいと思っております。まず、省エネルギー活動や新エネルギーの活用による地域循環型社会の構築についてのご質問であります。具体的に3点のご質問であります。省エネルギー活動更には新エネルギーの活用による地域循環型社会の構築等々であります。これまで、エネルギー活動の推進によるCO₂排出量の削減のほか、電気料金などの光熱水費に係るコスト削減に取り組んできた、こういう経過についてご理解をいただいていると思っておりますけれども、更に街頭のLED化の改修や中学校の改築改修に合わせての太陽光発電の導入、更には他の施設においても照明器具であるとか、LED化に向けて取り組んで参ったところであります。また、エネルギーにおける地域循環型社会の構築については、エネルギー自給率の向上と産業の振興を図るとともに、再生可能で温室効果ガスを排出しない新エネルギーの活用によって、自然との共存を図り、かつ安全で安心なまちづくりを推進することを基本と考えているわけであります。地域新エネルギービジョンの報告では本町に置いて新エネルギーの利用効果が期待できる、導入の可能性の高いものとして太陽光発電、更には林業系バイオマス熱の利用が有効であると、こういうことが言われているわけであります。そういうことを受けながら、町として、先ほど申し上げました、中学校の太陽光パネルの設置であるとか、美深温泉の木質バイオマスボイラーの設置等々を実現させて参ったところであります。このほか、快適な住まい環境と商工業振興事業補助金において、25年度から新エネルギー導入に係る支援制度をそれぞれ設けて、個人住宅への新エネルギーの普及促進も図ってきたところであります。しかしながら、恩根内市街地活性化事業における木質バイオマス導入事業等々も考えていましたけれども、事業に対する投資効果等々に課題があると。非常に小さいものとならざるを得ないと、こういうことを考えながら、導入を断念せざるを得ない状況となっているわけであります。今後の公共施設における新エネルギーの導入計画は、現時点では白紙のような状態でありますけれども、一般家庭における太陽光発電等の新エネルギー導入を継続的に支援し、更には町民の環境意識の向上を図り、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、省エネルギー活動や新エネルギーの利用を推

進して参りたいと考えております。次に、廃棄物の減量化、再資源化の推進をどのように進めるのかという問題でありますけれども、本町では平成16年6月1日から、一般ゴミと炭化ごみの有料化を進めるとともに、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を行ってきたところであります。これにより、最終処分量の削減が図られ、資源の有効利用がされるとともに、ゴミ埋め立て処分場への廃棄物が減ってきておりまして、平成21年度までの使用期限だったものが平成29年度まで延命、7年の延命が図られてきたわけでありますけれども、こういうことも実施したということであります。具体的な数値目標を立ててとご質問も頂いたところでありますけれども、排出される廃棄物が町民個々の日常生活から排出されるものであり、具体的にはなかなか目標を設定することが難しいと考えておりますけれども、処理をする側として、一般廃棄物の広域化に向けての基本計画では、将来の見通し量がそれぞれありますと、それにそった減量化、再資源化が進むよう努力していく必要があります。そのためには、町民への啓発に勤めて参りたいと考えております。ゴミの発生は日常生活を営む上で避けては通れないものでありますと、その処理は法律や町の処理体制によって多くの決まり事が有りますので、町民の皆様方には負担と感じる向きもあると思いますけれども、その処理を間違うと、自然環境に大きなダメージを与えてしまいます。従いまして、これまで大切にしてきた、そして今後も大切にして行かなければならない、我が町ならではの自然環境を守り、これからの中づくりに活かすためにも、議員がおっしゃるように住民と行政が共通認識を持って、引き続き、適切なごみ処理を行って参りたいと考えております。次に、定住自立圏域での埋め立て処分場の運用をどのように進めるのかという問題、課題でありますけれども、定住自立圏における処分場、現在の埋め立て処分場は平成29年度末をもって受け入れが終了することとなっております。名寄市を中心とした、新たなゴミ埋め立て処分場を整備しており、平成30年度から広域ごみ埋め立て処分場として移行することになっております。この運用については、名寄衛生施設事務組合と協議を進めているところでありますと、基本的には各市町村が行っている現埋め立て処分場の運営を元に、統一した運営を図っていくことと致しているわけであります。また、生ごみの処理を行っている炭化センターは、平成16年度に名寄市に開設された施設であります。現在12年が経過し、老朽化が進んでいるわけでありますけれども、施設を運営している名寄衛生施設事務組合から、報告をそれぞれ受けて認識をしているわけでありますけれども、早い時期に本施設の更新を考える必要が出てくるという状況になっているわけであります。次に、大項目として2つ目の資源を活かす活力に満ちたまち「美深」ということでありますと、道の駅、観光と言いますか、道の駅、双子座館の改革の中身等々でございます。本町の道の駅については、議員もご承知の

通りだと思いますけれども、当初、道の駅として整備したものではございません。物産館として建設をし、その後、道の駅制度の創設によって、道の駅として認定を受けたものであります。それゆえに、道の駅としての使い勝手が悪い面があるのも事実であり、この間、様々なご意見をいただきてきたところであります。また、施設のほか、運営体制においても何度も議会をはじめ、ご意見をいただいているところであります。この間、組織的な面も含め改善を重ねながら、より良い形を模索してきたところでございますけれども、一方で改善が図られた部分もあるわけでありますけれども、まだまだ改善すべき点が多いのも事実かと思っております。そこで、昨年、指定管理者である株式会社アウルに対し、業務の体制等々について改めて改善を図るよう求めており、施設の管理を含め、業務の体制について協議をそれぞれ重ねてもらい、業務改善報告として、今後の業務体制等について報告を受けたところであります。具体的には、店内においてトイレの清掃であるとか日常点検の強化、こういう部分。更には従業員の意識向上と接客サービスの徹底、更には、道の駅店舗全体の機能強化についての充実強化を図ってほしいと、こういうものであります。これらを受けて、今後、改革を進めることとしているわけであります。ご案内と言いますか、お話をありました施設を含めた本格的なリニューアルという話もあったわけでありますけれども、今の時点で施設の改修等については、多額の投資が必要となることから、公共施設全体の改修計画も見ながら、あるいは今後、前進されるであろう高規格道路のルートも意識しながら、充分検討を加えていかなければならぬと考えているわけであります。更には、将来的には、ずっと長い話になるかもしれませんけれども、美深振興公社も含めた公社全体のあり方等々について模索・検討をしていかなければならない。そういう中で、より良い考え方を出していければと考えているわけであります。次に、健康で明るく暮らせるまち「美深」ということで、健康に関して、具体的には、美深厚生病院に対するご意見をいただいたところでございます。ご質問をいただいたところでございます。執行方針で述べた通り、本町において美深厚生病院が公的病院としての役割を果たしながら、外来・入院・救急医療をはじめ、更には健康診断など健康管理事業、予防接種事業、更には学校での検診等々においても町内で実施されているわけで、厚生病院に非常にお世話になっているという関係であります。一方、地域医療確保の難しさは全国的な課題でもあるわけであります。そういう中で美深厚生病院の運営にも非常に厳しいものがあるということであります。引き続き、町民からの意見反映や厚生連本部との従前にも増した協議を進めながら、美深厚生病院への支援を継続し、地域の身近な医療体制の確保に努めて参らなければならないと考えているわけであります。昨年、12月定例会におけるご意見等については、その後、美深厚生病院を通しながら、赤字の圧縮、更には医師の確保、更には

厚生連本部等々との要請・要望等については率直に押し上げてきたところでございます。ご質問の中で、信頼性の回復等々の発言があったわけでありますけれども、行政と言いますか、町としての信頼性が損なわれているという認識には、今のところ私は立っていないということであります。非常にお世話になっているということであります。ただ、今後、美深厚生病院、厚生連本部、更には町の3者による協議の場を設けながら、短期的な対応に加えて、将来的なあり方についても協議を進めることにしなければならない、そういうことも考えているわけであります。従いまして、新年度の予算措置につきましては、平成28年度の実績による補てんとなるものであり、厳しい経営の中にあっては、協議により、更に赤字が減少することは、容易なことではありませんので、ご理解を賜っておきたいと思っているわけであります。最後に、高齢者支援の充実と言いますか、地域包括ケアシステムの構築について、ご質問がございました。国において平成37年度をめどにした、地域包括ケアシステムの構築を求めており、進めているわけであります。特に、平成30年度から32年度の第7期介護保険事業計画、これは町の計画であります。日常の医療、介護連携の推進、介護予防、生活支援サービスの基盤づくりが求められているわけであります。本町においても、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しながら、従来の介護予防給付のうち、訪問サービスと通所サービスの2つのサービスを移行することに致しております。一般介護予防事業として、介護予防の支援を要する方の把握であるとか、介護予防の普及啓発、地域での介護予防活動を支援する事業を展開して参りたいと考えております。地域包括ケアシステムの構築にあたっては、本町においては施設や事業所などの社会資源、これらは一定の整備ができていると考えているわけであります。これらの整備、これらの施設・事業所が相互の連携を図っていただきながら、地域の高齢者を支えていくことが必要と考えているわけであります。また、近年の制度改革では、住民の意識改革も求められておりまして、本町におきましても、社会福祉協議会や自治会も、これらについて協議を深めているところでありますので、それらと連携をしながら、高齢者や地域住民の意識づくりや互助活動の推進にも期待をしているところであります。いずれにしても、平成30年度に向けて医療介護の連携や認知症対策を進めるなど体制強化を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めて参りたいと考えているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つずつ順を追って、更に聞いていきたいと思いますが、まず、地域循環型社会の構築について、先ほど町長の答弁にありましたように、美深町地域新エネルギー・ビジョンというのが平成22年度に策定事業として実施されました。私も一部しか持ってきていませんが、頁数にして126頁に及ぶ膨大なものであります。それには、

相当な委員の方々のご苦労でまとめ上げたものだと、非常に評価しているところであります。そのまとめの中に、利用目標を設定しておりますと、平成23年度から32年度までの10年間、この間、私もこの数字的にはどう理解したら良いのか、少々勉強不足なところがありますが3万3,588ギガジュール、これは仕様熱量ということなのだそうですが、その1年間の新エネルギー利用によって、CO₂排出抑制量を町内全体、これは平成21年度と比較をして、6%の抑制をしていくという、1つの目標を立てて32年まで進みますという報告書の中で示しておりますけれども、これらの目標が、具体的に今、毎年、毎年、達成されているのかどうか、現状との差がどの程度あるのか。数字的な事は、今日は良いですけれども、もしもそれが達成されていないとしたら、それらの要因がどこにあるのかというその辺のところまでお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 数字的にきちんと把握しているわけではないので、申し上げる段階ではないのかと思っておりますけれども、当時、立てた目標と言いますか、計画等については厳しいものがあって、努力はしているのだということでありますけれども、そういう方向に進んではいるのですけれども、現実的にはなかなか循環型社会というものは、言うに易いのですけれども、非常に難しいものがあるのだというご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つ事例を申し上げます。これは高知県の梼原町と言う町ですが、人口3,800人の町です。美深より少し規模の小さい町ですが、ここが今、自然エネルギーを積極的に活用した地域振興という形で全国的に注目される町になっています。毎年、何百人、400人の方々が視察に訪れる。その視察の中身が観光のようになっている町ですが、そこでは地域の自然を生かした風力発電と小水力発電によりまして、今、電気事業をやっています。そこでは、現在、売電収入が6,000万円稼ぎ出しているという、売電収入が。稼ぎ出しているという町です。この町の町長曰く、エネルギー、現在の自給率が28.5%ですけれども、50年までには100%にしたいと、1つの目標を立てて、その進め方をしています。いわゆる増収部分を再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援や補助金に上手に活用して、地域でお金が回る、そんな仕組みに替えていた町です。先ほど町長の方もなかなか目標達成には色々難しい面があるのだというお話を当然解りますが、やはりそこには一定程度の計画をしっかりと策定して、目標値を設定する。それが1つはやり方として大事なのではないかと思うところなのですが、その辺をどのようにお考えになっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） また、これは議員さんもご理解をいただいていることかと思ひますけれども、一応、答弁させていただきたいと思います。その計画を立てた時の参考として我が町のエネルギー評価として、1つは太陽光の発電は可能であると。更には木質バイオマス等々についても可能だと。可能性が高いと。雪といいますか、氷雪熱これは課題があるとそして農業系バイオマスの可能性もあるが、これもまた課題があると。そして畜産系のバイオマス等々についても課題があると。風力発電については、更に課題があると、制約があると。そして我が町で考えられないかという小水力発電等々についても経済性ですとか投資ですとか、色々なことを考えながら、いかがなものかと。こういうことを踏まえながら色々、一定の計画、そして先程言われました視察先での話等々も伺っているわけでありますけれども、なかなかきちんと行政として、この計画を立てて、50年先、100年先の見通しをきちんと作れるかといったら、なかなか今の段階では、そうはないといふことをご理解いただきたいと思っております。非常に難しい課題であるのだ。お話を聞いて1つあるわけでありますけれども、それは慎重にしていかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それぞれの町が抱えている自然環境は違いますから、当然、そこから出る再生可能エネルギーの導入については、当然、環境も違いますから、その辺のこととも充分に分かります。あまり中に突っ込みたくなかったのですが、今、太陽光等のお話をございましたから1つだけ、実は、太陽光については、美深中学校を1つのモデルとして、この町の普及拡大ということで、中学校建設のときにはそういう方向性というのを私もお聞きしております。しかし、それも、今、現在、町民にどのようにそれが周知されているかということについては、私の知る限りでは、町の広報でCO₂の削減量、温泉のバイオマスと合わせた、その程度の数値しか出てこない。実際に太陽光が中学校の校舎の中で使う電力量の何%補充されているのかですとか、太陽光に興味を持つような、そんな伝言もされないまま来ているというのが現状、現実だと思います。大変難しいという話でございますが、しかし、目標をしっかりと持って、それに対して取り組むということが大事なのではないかと。今までではそうだったけれども、これから町長としてはそういう目標値を掲げてやる決意があるのかどうかということをお聞きしたいところなのです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 中学校の太陽光エネルギーの導入、仮設といいますか、あのような形でやっている、それだけのことではないわけでありますけれども、快適な住環境、商

工業の補助金等々の中では、あれだけが引き金になっているとは申し上げませんけれども、全体的に25年度から始まって、昨年まで、新エネルギーの要件を満たして、補助金等を出している部分は14件に上るわけであります。事業費全体では4,700万円ほどあって、補助金としても680万円ほどかけている状況で、充分な宣伝と言いますか、広報と言いますか、それぞれ温泉のバイオマスも含めてありますけれども、充分だとは思っていませんけれども、そういう実績も少しづつ出てきていると思っております。そこで、全体的なエネルギー計画等々を我が町として考えてはいかがかと。お話は解るわけありますけれども、なかなか先ほど申し上げた通り、難しいのだと。今、この時点でこうしたい、ああしたいと言えば、良い感じになるかもしれませんけれども、それは非常に難しい要素を含んでいるものですから、本当に大きな意味でのまちづくりのポイントになるわけでありますから、それは今の段階で申し上げられない。軽々に申し上げられないと言った方が良いのか、具体的に、例えば、1つの大きなチョウザメ事業をやるような時の、ああいうところの水力発電も実際入れることができるかとか、ただ、今、富士重工等々が山を作るという工事の中で、そういうところから出てくる、企業とのマッチした考え方でやれるかと。そういう色んな要素の考え方、腹の中と言いますか、構想の中ではあるのですけれども、それを今、まとめて、こうするとか、ああするとか、出せるような段階では無いのだということをご理解いただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つは、難しいことをしっかりやるのが町のトップの仕事だと思います。難しい、難しいと言って、いつまでも難しいと言っていたら、それで終わってしまいます、4年間は。やはり、その難しさの中に、どう光を見つけるか、解決できるか。そのためには、手法として、しっかり目標値を掲げて、それにどう取り組み、どう努力すれば、その目標値が達成できるのかという、そんな取り組みが、大事な首長の役割ではないかと思います。これは私の私見ですから心に留めておいて欲しいのですが、それで、次の廃棄物の減量化と再資源化の推進についてもお聞きしたいと思いますが、実は先ほど配布させていただきました資料なのですが、これは私が勝手に、前から色々テーマがあって、何度か一般質問でもさせていただいた中身ですが、今、炭化ゴミの広域処理にあたっては、美深町は生ゴミの部分で380トンあまりを排出しています。全体の総体の広域の中では、概ね10%のゴミの量になります。これにかかるお金は、3通りありますと、それぞれあるのですが、実際そのゴミに対する実績割というのが、これは27年度の資料ですが、2,259万円ほど、ここにかかっています。単純に、これをなんとか目標値を50%にして、190トンほどの量にしていくと、処理費用については概ね1,130万円ほどの金額に

なります。要するに、1,130万円ほどのお金が、1年間で町が支出しなくていい数字になっていきます。過去5年間にわたるゴミの実績割の量と金額ですが、平均して毎年400から410トンほどの量になります。それらを5年間、合計しますと1億1,370万円ほどの出金になっています。平均して毎年2,200万円ほどから2,300万円近く、毎年ここにお金が、生ごみの処理にかかっているのですね。それを単純に50%にすると、先ほど言った1,130万円ほどの金額になります。これを今、その下の方にありますが、例えば発想を変えて、電動の生ごみ処理機の導入に、これも四国、徳島県の上勝町に行って来た例なのですが、生ごみ処理機が5万2,000円するもののうち、上勝町は4万2,000円の補助を出しているのです。1戸当たりの負担が1万円で済んでいる。これを平成7年から導入し始めて、実際あそこは、ごみを収集する収集車、今年、予算ではうちの町は更新しますけれども、あの収集車がない町なのです。生ごみは各自で処理しようという発想でやっています。そうすることで、ゴミの全体総量の30%ほどの生ごみが、各家庭で処理されるという状況になっています。例えば、それをこういう形にはならないかと思いますが、そのまんま美深町に導入したら、平成30年から10年間で、概ね台数にして1,200台ぐらいの機械が導入可能です。処理費用の削減の部分で、これに当てる。そのような発想の中で、これからまちづくりのゴミの処理に関してもしていくと、より有効に、同じお金を出すのであればそういう形に繰り替えていくという形も、非常に大事なのではないかと思うところですが、この辺のことについて、実際に減量と経費削減の数値目標というのは、私はこれから必要になってくると思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた、岩崎議員が視察をいただいた中で、一つのことを参考にしながら、ペーパー、更には数字等、うちの数字等も実績等も踏まえているようでありますけれども、急に見せられたもので、私がああだ、こうだと数字の確認ができるわけではありませんけれども、先ほど来、申し上げているうちのゴミの流れ等々については、歴史がそれぞれあるわけで、その辺の歴史性については、ご理解を頂いているのかと思っておりますし、そして今、広域の流れの中で、ごみ処理をこのように進めるという方向については、議会でも議論をいただきながら、今、広域の中で取り組んでいると。そして30年から新たに広域の中でスタートすると。こういうことで、今までの減量化についても7年間延長をかけることによって、非常に経費も削減してきていると。こういうことを理解していただければと思います。今後のことも含めての提案といいますか、1つの考え方を示されたのかと思っておりますけれども、今は、こういうことも1つの参考になるのだろう

うと思いますけれども、広域の中で進められているのだということをまずもって、頭の中で冒頭ご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） また、予算委員会でもこの辺の具体的な事は話したいと思いますが、ただ、その1点だけ、先ほどもお話ししたように、1つの目標を明確にして申すということが、これから行政の中で必要ではないかということと、それが具体的に町の負担を軽減していくのだということをどう考えるのか。それから、従来やってきました広域での処理、旧来の方法が、それがベストでは無いのだと。もっと良い方法もたくさんありますのだということも、検討をしっかりと、今回、炭化ゴミの施設の老朽化ということですから、その辺のところも広域でやる部分と、それからゴミの、特に生ごみの減量化についてはその辺のところをしっかりと、もう一度見直して、何か良い方法を見つけ出していくことも大事だと思うのですが、その辺の考え方いかがでござりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ベストの考え方というのは、あるか、ないかと問われれば、何がベストかとは、なかなか言い切れない部分があるわけでありますけれども、実は、広域と言いますか、上川北部の町村長会といいますか、そういう中でも色々視察ですとか、そういうことをしております、その中で実は今、上川北部といいますか、名寄を中心に広域での埋め立て処理施設を含めて、色々検討を加えている段階で、士別の屋根つきの施設を見せて貰いました。膨大な施設であります、名寄の方では、今、予算をもらいながら、屋根なしで非、常に安くできている。士別の広域の方は凄いと、こんなことまでしなければならないのかということの議論で、そこでは表では言わなかったのですけれども、色々な町村長の我々としては、こんな施設は、我々の方は経費も安価なものを作っているという認識であるものですから、大変なことだと。3万や5万の都市圏の中で、広域の中で、これほどのものを作るのは札幌、大都会の発想だというようなことも含めて、そして財源ですとか、色々これから15年使えるとか、20年使えるとか、そうではなくて50年使いたいのだと、色々話がありましたけれども、本当に何がベストか分からぬわけでありますけれども、資源を大事にすることとか、経費がかからないこととか。住民の立場に立って我々は考えていかなければならぬ。目標と言われるけれども、なかなか町単独では今、目標を立てられる状況にはなっていないのだということも、ご理解を開きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 町長は、少し勘違いをしているのかと思うのですけれども、広域

での処理の中身と、生ごみの実績割の部分では、前にもお話をした経緯がありますが、下川は実績割でドーンと半分ぐらい減らしたのですね、ゴミの量を。そういう努力は、我が町も広域の取り組みを中でも出来る中身なのですね。それには、目標を我が町でしっかりと立てて、どういう対応でそれを減量化していくのかということの重要性というのは、大事だと思うのですね。報告書を見ていても、過去の実績が1つの目標数になっていて、自然減の部分が達成率100何パーセントと載っている、馬鹿みたいな累計のやり方をとっていますけれども、そんな方法ではなくて、具体的に年度別に削減を、例えば私が示したように5%ずつ削減するのだと、そのような目標をしっかりと立てることが大事だと思うのですが、改めてその点についてだけお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） たしかに資源ゴミと言いますか、生ごみの部分は減ってきているのも事実であります。そして下川さんが非常に少ないといるのも、これも理解をしているつもりであります。ただ、広域の中で取り組んでいる、はじめの目標がある程度ありますし、下川さんも約束事を守れとは我々もお互い言えないのですけれども、それぞれの町村が、減量化に向けて努力はするのですけれども、それはそれでいいと思っているのですけれども、ただ、当初の色々な決め事とか約束事があるものですから、その辺については、ある程度、紳士協定をしながら、それぞれの町で努力をしていく事業ではないのかと。そうしないと、当初の計画事が全ておかしくなっていくのも事実ではないのかと思っております。その辺は配慮していかなければならぬと。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に移ります。健康で明るく暮らせるまち「美深」。いわゆる公的病院の厚生病院の問題であります。先ほど来、12月以降、赤字の圧縮それから医師の確保等々に、厚生病院あるいは厚生連との話し合いをもとに進めているのだというお話を聞きました。ただ、その信頼性については、町は信頼性が損なわれているとは認識はないというお話をございましたが、現状の外来の患者の動向等を見ますと、要するに、町民と厚生病院との信頼性が非常に薄くなっていることが、現在の収入源の大きな原因の一つではないかと考えざるを得ないのですが、その辺の認識は変わりございませんか。要するに、町はその信頼性に関しては、町はその様には認識をしていないという答弁でしたよね。信頼性が損なわれているとは思っていないというお話をしたが、町民の多くが、信頼性がなくなってきたから、外来も、わざわざ名寄まで足を運ぶような現状になっているのではないかと。極端に外来数がどんどん減っている。それは、単に、12月にも指摘しましたが、要するに、単純に町長は人口減によるということだったけれども、人

口減の%の倍近い数が減ってきてている、外来数が比較すると。それは、人口減以外に原因があると私は思っているのですが、それが1つは信頼性という問題です。医師が1人しかいないということもあるでしょうし、接遇の問題もあるでしょう。色々あります。そこはしっかり町として、町民が、信頼性がなくしてきたから厚生病院に行かなくなってきたという現状を町長はしっかりと認識すべきだと思うのですが、その辺が先程の答弁では、そういう認識はないというお話をしたから、そうなので良いのでしょうかということです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々な要素、更には厚生病院の努力、そういう諸々を言って努力をされている。したがって、信頼性があるとこういうことを申し上げて、色々課題があるのだということについては理解をしているつもりであります。そして、町民が言っておられるということについても、これは率直に申し上げて、病院側にも伝えているところであります。しかし、町が病院に対し、信頼性を損なっていると、こういう表現は使うつもりはございません。したがって、諸々の理解はしているけれども、病院の努力等々については、信頼をしているのだと、こういうことでございます。信頼が無くなったら全て終わりですから。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この問題は、また予算委員会で少し中身を深めてやりたいと思いますが、残り9分ですから、次に、教育長にお伺いしたいことがございますので、質問を続けます。項目、教育について。平成29年度、教育行政執行方針についてお伺いするものであります。学校教育の充実について、義務教育については、仁宇布小中学校に関して、山村留学の継続や、老朽化した校舎の対応など、今後の方向性を判断する時期であり、学校のあり方について議論を進めます、と今回、今年の教育行政執行方針には記載しております。昨年は、その方針の中には、地域が主体的に取り組んでいる山村留学を継承させるとともに、老朽化した校舎の対応など、議論を進めていく段階を迎えていました、とあります。更に、一昨年、平成27年度の教育行政執行方針には、山村留学事業については地域住民の拠り所である小さな学校を活かした特色ある教育活動として定着しており、町民の理解のもとに地域の支援と協力を得ながら、人間性豊かな児童生徒の育成に取り組みをして参ります、としております。この間、続けられております山村留学は、今までと何ら変わり無く、地域住民の拠り所である小さな学校を活かした特色ある教育活動として、地域住民の協力と支援で、人間性豊かな児童生徒の育成に取り組んでいる姿を毎日のように目にします。方針の内容が、いつの間にか、山村留学の継続と今後の方向性が議論の対象と

して、表現が変化していますが、この表現の違いに、大きな疑義を感じる1人あります。真意はどこにあるのかを伺いたいと思います。それともう1点、芸術文化活動の推進については、郷土の歴史を後世に伝えるため、貴重な文化財の保存・伝承・公開に努めます。郷土資料室の一部リニューアルを行います、とありますが、文化財の保存・伝承・公開は、旧来の取り組みと何がどう違うのか。そして、郷土資料室のリニューアルを含めて、具体的な内容とその手法を伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方から、教育に関して2点ほどご質問を頂きましたので、答弁をさせていただきたいと思います。まず1点目の学校教育の充実に関するご質問でございますけれども、教育行政執行方針で示した山村留学の考え方についてでありますけれども、先ほどご説明いただいたとおり、平成27年度、28年度、29年度それぞれについて表現の違いが出てきていると。その事に関して異議を感じるということでございますけれども、これまで一般質問の場を含めて、岩崎議員の方から仁宇布小中学校の山村留学について、どのように考えているのか。校舎の老朽化を含めた対応を今後どのようなスケジュールで進めていくのかと、ご質問をいただいてきたところでございます。その都度、教育委員会として仁宇布地域に学校は欠かせない存在であるという考え方をご説明したところでありますし、スケジュール等のお話がありましたから、そういったことを意識しながら、今、皆さんからご意見を頂くという事を進めている状況であります。基本的に従来から仁宇布小中学校に対する考え方方が変わったかという質問でございますけれども、決してそういうことではないという事をまず理解をいただきたいと思います。今、お話をした通り、今回の行政執行方針につきましては、昨年立ち上げました、仁宇布小中学校のあり方に関する懇談会という形で、今、ご意見をいただいている状況でございます。平成29年度にもその議論を進めていって、そういった意見を踏まえながら、今後どうあるべきか、ということを、正しく、具体的な協議をする時期であるということでありまして、そういった考えの下、教育行政執行方針に言葉として表したということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。次に、芸術文化活動の推進についてでございますけれども、執行方針にあります文化財の保存・伝承・公開、旧来の取り組みとどう違うかということでありますけれども、基本的に大きく変わるという考え方方は持っておりません。郷土資料室のリニューアルにつきましては、平成30年度、文化会館COM100が開館20周年を迎えるということでありますから、展示物の化粧直しですか、展示替えなど一部計画をしているところでございますけれども、郷土の歴史を後世に伝えていくという役割を踏まえて、関係者のご意見もお伺いしながら、取り進めていきたいと考えて

いるところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず、学校の充実の関係です。仁宇布小中学校が地域にとって欠かせない存在であるという事、そして、山村留学制度を継続していく、継承という表現なのか継続という表現なのか、解りませんが、続けていくということについては、従来と何ら変わらないとお答えであったと思いますけれども、文章表現には、1つ充分な配慮が必要ではないかと。今年の執行方針の中身を見ますと、2つのものが全て討議の検討の課題として上がってきていると見られかねないと。そんな中身ですから、充分にその辺の配慮をしてほしいと思いますが、今、文言の訂正、などということはありえないのでしょうか。それが1つお聞きしたい事ですが。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今回の表現の部分についての訂正があるのかということではありますけれども、基本的に文言を訂正するという考え方には立っておりません。山村留学のあり方と言いますか、その事が、則、学校の今の姿を現していると、私は正直なところ感じています。この間、議員も卒業式に出られて、今年の卒業式、本当に例年になく子供たちの思いが伝わってきた卒業式がありました。そういう部分も含めて、やはりしっかりと教育委員会として、教育の1つとして必要な部分であるということは認識をしておりまし、私もそういう考え方で立っております。今回の表現そのものが、そういう背景の中にあって、議員がおっしゃられた通り、どうしているだという部分を踏ました中で、今、まさしく議論を進めさせていただいているわけでありますから、そういう状況にありますという事を申し上げた、ということでございまして、決して、山村留学なり、そういうものの考え方を改めて表現したということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 特に懇談会等の中身にあっては、新聞記事でしか私たちは目にすることができませんが、それぞれの委員の方が、やはり理解していない部分も結構見られるような、そんな文章の中にも拝見するところですし、新聞だけですけれども。その中にあって、やはり教育委員会としての見解と言いますか、思いと言いますか、その辺のところは、もう少ししっかりと各委員にも現状の中身を理解してもらうような努力というのは必要なのかと思うところです。各議員にもそれぞれのご意見がありますから、それをどうのこうの言うのではなくて、現状をしっかり理解してもらうと。そのような努力というものを教育委員会にお願いしたいと思っていますが、時間がございませんので、もう一つ、

最後の質問に移りたいと思いますが、先ほどの答弁の中では、芸術文化活動の推進について、特に保存・伝承・公開の手法に大きな変化は特にないということでございました。そうであるならば、今、20周年を記念して化粧直しと一部展示物の交換等を考えているということでございましたが、そこにリニューアル後の入館者の増を図るような考え方というのは、どのような形で進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 前段、仁宇布小中学校の部分で、委員さん方に理解をしていただけるような、ということでお話を頂きましたけれども、これについては、今、2回、会議を終わらせて頂きました。当然、色々な状況をお話しながらやっていくわけですけれども、一度に全てをお話しすると、また混乱してしまうということもあるでしょうし、それから、それぞれの委員さんの思いを聞いた中で、また、説明をしていくこともあります。そういう形で学校の概要なり、山村の状況なりをお知らせし、2回目は、一定程度の経費のお話をさせていただくと。今後、実際に学校を見ていただくなり、何なりする中で説明をしっかりとしていく。その中で、あくまでもこの懇談会ですから、その場で統一した意見をまとめるですか、といった考え方には至っておりません。最終的な考え方の整理というのは、やはり行政側の責任として持たなければならないと思っております。その場には当然、議会の皆様方もやはり同じ立場で議論をいただけなければならないと思っておりますので、そのための今、皆様方からご意見を聞いているということでございまして、賛否があるのは当然であります。そういうことも、色々な状況がある中で、賛成、反対、理解されない中で言われる部分もありますけれども、そういうことをしっかりとお話を聞かせていただきしていくという考え方でございます。それから、資料室のリニューアルについて、その後、具体的に目標数値を掲げて取り組んでいくのかということでございますけれども、これについては、今、具体的に数値を掲げて取り組んでいくという考え方には立ってございません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今回、リニューアルに関わっては、明日、明後日の予算委員会で出てくるのでしょうかけれども、概ね700万円の予算を案として出しています。旧来から、やはり、この郷土資料室というのは、美深町にあっては、西里の伝承館も含めて、本当に貴重な歴史の保存と伝承と公開の大きな場所であります。その中で、やはりリニューアルをかける手法として、広く町民のみなさんのご意見を伺うようなことをしてほしかったと思います。これは単純に、そのリニューアルの中身、これは推測ですから、違ったら違うと言ってほしいのですが、博物館のリニューアルをかけるような業者との話し合い

の中で、たぶんここにいくら、ここにいくらということで決めたのだと思うのですけれども、やはり器ができても魂を入れなからしたら、いくら良いものを作っても、人が入ってくれないのですね。いかに郷土資料を伝承していくか。特に、子供たちにどう伝えていくかということの努力というのは、非常に大事な部分だと思うのです。そういう意味では、例えば小学生であったり、中学生であったり、そういう方々にどんな資料室にしたらよいのだろうねと、そういう意見を聞くとか、そういう努力というのは必要ではなかったのか。これからでも遅くはないと思うのですが、そんな形で今年度執行される予算の中に反映する様な形で、しっかり人が来てくれる、そこで郷土のことを学ぶと。そんな形が日常茶飯事できるような、そういう仕組みにするためには、子供たちも然り、なおさら先ほど関係者の意見も聞いてというお話を教育長からありましたから、あえて言いますが、民間団体で運営しております美深町郷土研究会あたりとしっかり接点を持って、お互いに共同しながら、中をどうしていくかも含めて、あるいは、どうしたら入館者にたくさん来てもらえる仕組みになるかと、そんなことも含めて協議する必要があると思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 内容的に100%固めたというものでは正直ございません。基本的に、郷土資料室の展示について、あれを全て大きく変えるという考え方をしておりません。今、色んな部分で不都合になっている部分、例えばジオラマの色が落ちたりですか、それから光の関係の調節ですか、そういった事をちょっと触るだけでも何百万円かかるってしまうというのが現実です。ですから、今回、700万円という形で、どれだけのものができるのかというと非常に限られたリニューアルとなります。その中で、先ほども若干お話しましたが、議員の方からご提案があった通り、関係する方々にご意見を聞かせてもらうということが、これからのお作業としてやっていかなければならないことだろうと思っています。子供達1人1人にお聞きすることを出来るかどうかは解りませんけれども、いずれにしても、やはり資料室を大切に考えていただいている方々の考え方を聞いていきたいと思っています。それから、これまで色々なご提案を頂く中で、なかなか実現できないでいる部分もたくさんあるのですけれども、決して色々なご意見を聞かないという立場には立っておりませんので、その都度、色々なご意見等もいただきながら、そういったものを大切にしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これから開町120年に向かって、次の世代に引き継いでいくのは、1つは、町の歴史だと思います。その辺をしっかり踏まえて、どうしたら、そこに来

て、そこで昔の人たちの生活と思いに心をつなぐような資料館ができるかということに意を尽くしていただきたいと思いまして、私の意見ですが、これをもって終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 答弁は要りませんね。以上で7番、岩崎君の質問を終わります。

次、2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） それでは、私から一般質問をいたします。行政・教育の項目について、新しい人の流れ、新しい交流のかたちについて質問をいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、美しい自然資源、豊かな地域資源を活かし、美深町への新しい人の流れを作る、まちづくりや人づくりを推進するため多様な地域間交流を推進する、としている。交流のあり方について検討を加え、推進していくことは有効な人口減少抑止対策であり、地域活性化に結びつく効果的な取り組みだと考える。しかし、執行方針における交流活動のスタンスが散漫であり、不安定である。現状では、エアリアルに関連する海外への視察と外国チームの合宿誘致が本格始動しており、義務教育では、英語教育においてコミュニケーション能力向上を挙げているが国、際友好都市との交流を含めた国際交流の視点は、どこに置いたのかと疑問を持つところである。また、近年は人の流れだけではない、新しい交流も生まれている中にあって、町の経済、社会、住民にどのような影響を及ぼしているのか明らかにされていない。まず、美深町の潜在的地域資源の体系的な認識や、活用実績の分析から、課題認識や方向性を整理していくことが必要ではないか。その上で、新たな取り組み形式の1つとなる天塩川流域市町村という枠組みの中で、歴史的資源に端を発した交流に於ける美深町の独自性や主体性を明確にしていくことが必要であると考える。交流の狙い、目的を明らかにするために、新しい人の流れ、新しい交流のかたちに関するビジョンを策定し、経済の活性化、社会の活性化、住民の活性化をコンセプトとして、関係する事業プランを具体化していくべきではないかと考える。町長並びに教育長の所見を伺うところであります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 長岐議員の方から、新しい人の流れ、新しい交流のかたちという形でご質問をいただきました。はじめに、教育に関わる部分につきまして、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。教育委員会で進めている交流事業につきましては、添田町との青少年教育フロンティアアドベンチャーの自然体験交流、それから、大学との相互連携協力事業によるスポーツ交流のほか、地域の人材を活用した学校の教育交流など取り組んでいるところでございます。また国際友好都市、アシュクラフト村との高校生交換留学の目的でもあったコミュニケーション能力の向上については、これから進める英語教

育の課題に対応出来るよう、取り組んでいきたいと考えているところでございます。このほか、スポーツによるまちづくりという視点で進めている、エアリアル海外チームの合宿誘致については、多くの選手やスタッフが滞在することで、経済的な活性化に結びつくということもありますし、また、子供達が一流選手を間近で見ることで、スポーツに対する向上心に良い影響を与えると考えているところでございます。色々な交流の機会を通して、多様な経験を積むことで、子供たちが自分の地域を見つめ直す学習の場という形になってうれたらと考えております。人間性や社会性を育み、子供たちの成長につながれば、交流の目的が果たせるのではないかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 新しい人の流れ、新しい交流のかたち等々について、只今、教育長の方から答弁がありましたけれども、私の方の分野でもといいますか、問われておりますので、ご答弁を申し上げたいと思います。本当に、議員からは幅広い視点と言いますか、ご質問を頂いたところであります。なかなかつかみきれないと言いますか、そういうことがありますので、ご容赦をいただきたいと思います。まず、交流活動のスタンスが具体的に示されていないとの指摘を頂いたところでございます。ただ、29年度においては、特に新しい交流事業等々が、大きなものは政策的に予算化されていないこともありますし、そういうことでは、従前と大きくスタンスが変わるわけではないということを申し上げておかなければならない。言ってみれば、突出するものは無いのだということで、ご理解をいただきたいと思っております。本町における自治体間交流について、姉妹町であります福岡添田町との交流が大きな柱になっているわけでありますけれども、これは56年度に提携をして以来、これまでの長い歴史の中で、町民同士の交流が一定程度進んで、定着してきていると思っております。人的ネットワークは構築されるとともに、関連して地場産品の販路拡大ですか、そういう交流もあります。徐々にでありますけれども進んできていると、図られていると思っておりまして、相互訪問事業をきっかけにして、従前、私どもが中心でありますけれども、この頃、農・商、言ってみれば青年も含めて、連携が少し進んでいると。これらの構築に向けて、下支えというか、裏支えをしているというか、こういうことでございます。さらには、添田町の広報等も届いているわけでありますけれども、給食等においても、それぞれの部分で給食等においても、食材の交流等々がなされていると、こういうことも良い方向が出てきていると見ていくわけであります。これらのこととが、言ってみれば、土台となりながら、姉妹町との関係についても、次の世代に引き次がれていくようなことになってくれれば良いと。言ってみれば、この北の大地、雪のある大地を見てほしいし、私どもの方は、南の大地と言われる福岡添田の方の良い文

化を吸収していくことができれば良いと考えるわけであります。国際友好都市、アシュクラフト村の関係においては、友好都市調印時期と今の状況が変わってきていると思っております。今現在は、定期的な交流は行っていないわけであります。ただ、これまで築いてきた関係において、定期的に連携と言いますか、連絡を取り合うような状況が続いておりまして、国際友好都市としてお互いに認識をしているわけであります。教育長の答弁もありましたけれども、大きな変化をきっかけにして、また新たな交流のあり方を模索できれば良いと考えているわけであります。地域間交流の主体は行政が取っ掛かりやるわけでありますけれども、行政でやるのはきっかけ作りと言いますか、そういう事が中心になるわけでありますけれども、主体は、やはり町民同士の交流が大切かと思っております。お互いに良い意味での行政も、町民も経済的、文化的な交流等も含めて地域の活性化に結びつくようなことになってくれたら、非常に地域間交流という面では良いのかなと思っております。そういう中で、具体的には富士重工が今度、富士重工がスバルに名前が変わるわけですけれども、美深会を中心とする富士重工との交流活動であるとか、相互協力、そういう関係、さらには今、各大学と進めている連携、移住定住の推進、農業における新規就農者等の受け入れ等々があるわけでありまして、さらには商工業等々についても、農業だけではなく新規就農と言いますか、担い手と言いますか、そういう方の受け入れも入ってきていますので、これらも積極的に事業展開、推進を図りながら、今後とも新しい人の流れと言いますか、新しい交流のかたちを作り上げていきたいと考えているわけであります。ご質問の天塩川流域市町村との枠組みの中で、わが町として独自性、主体性、こういう部分があるわけでありますけれども、広域の中で、わが町がやれることについては色々提案をしながら、積極的に取り組んでいきたいと思っております。特に、松浦武四郎さんの生誕200年、さらに道の150年、わが町の120年というような、色々な展開がありますので、そういう中で、人的、地域的資源を活かした取り組みを考えていければ良いと考えております。冒頭、申し上げましたけれども、議員から幅広い視点でのご質問をいただいておりますので、何をどうきちんと答弁して良いのか分かり切れない部分もあるのですけれども、地域住民を交えた議論展開ができれば良いと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今、回答を頂いた中で、私の方で現在、美深町が行っている交流、12項目、実は挙げてみたのですが、1つを除いて概ね全部、述べていただいております。その1つを除いてというのが、ふるさと納税の関係なのですね。表題にもある、新しい人の流れとか、新しい交流のかたちということを考えていく際に、現在3,000万円というふるさと納税の実績があり、新年度予算で5,000万円を組んでいるというところの

中で、そのふるさと納税というところが位置づける交流というのは、どういうものなのだろうと。ここも、自分としては1・2番目の交流の実績としてピックアップしたわけです。1つ目には、添田町の姉妹交流であり、2つ目にはアシュクラフト村との国際交流であり、というようにピックアップして行った時に、農業研修交流とか、チョウザメの資源研究交流とか、東京美深会や札幌美深会のようなふるさと交流、富士重工の企業交流、それから美深町の観光資源も基とした観光交流、トロッコであるとかアウトドアを含めた、それと特徴的なものである美深町の大学間交流。なおかつ、エアリアルを中心としたスポーツ交流、それと特産品販売に関する物産交流、もう1つ、教育長は挙げませんでしたけれども、文化ホールの自主事業鑑賞に関して送迎バスを出しておりますので、この文化交流というのも1つの形としてあるのだろうと思うわけです。この交流をピックアップしていく中で、自分として1・2番目に挙げたのがふるさと納税なのですね。色々調べていく中で、交流とはなんぞやと。定義の部分なのですが、交流とは、人がその土地に訪れる、訪れないに関わらず、その地域に何らかの関わりを与えることという、ある1文に接しました。ただ、このふるさと納税というのが、美深町には訪れていないのだけれども、納税者となって、この町に何らかの関わりを持ったということですね。この部分について、行政全般でもそうですし、教育の部分でもこのふるさと納税が活用されているわけですので、ふるさと納税を1つの交流の形として見るという部分で、町長、教育長の考え方はどのようなものなのか、伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君に申し上げますが、答弁者を2名指名しております。一問一答でございますので、分かりやすくするために、答弁者を指名して、その論点をそちらに傾けるという方向にして欲しいと思います。そうすると町長は町長の立場の答弁できるでしょうし、教育長は教育長の答弁になると思いますので宜しくお願い致します。

○2番（長岐和彦君） 今の質問は、その視点で町長と教育長に伺っております。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） ふるさと納税を1つのキーポイントとして、教育的な交流をどう考えるかという質問なのかと感じるわけですけれども、ふるさと納税によって、教育に関わる部分の子供たちのためですとか、スポーツのためにという事で寄附をいただいて、そのことをまずしっかりと寄附に沿う形で実行していくということは、大切な事だと思っています。その中で、寄附された方に、その思いを形として返すのかどうなのはアレなのですけれども、交流として、どうつなげていくかという部分については、正直なところ、今、1つの視点として言われた部分かなと思います。確かに、例えば、毎年ふるさと納税をやっていただいている方の中には、日常的に美深町に来ていただいて、お世話になって

いる方もいらっしゃいます。やはり、目的に沿ったものに対して、しっかりと取り組んでいくということが、まず第一であると。その中で関係性が出来てくれれば、そういったものに対して、その関係性の中身がどうかは、今は、まだ想像できませんけれども、しっかりと応えていくような取り組みを考えていくことが考え方として必要なことではないかと考えるところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々、ふるさと納税といいますか、まちづくり・人づくりという観点で、ふるさと納税が、私の方で申し上げなかったのですけれども、議員から1つの項目として、ふるさと納税、人づくりという視点があるのだということで、非常に大事だという認識に立っております。それもこれも、実は、ふるさと納税は過去、何年も前から、わが町で取り組んできたわけでありますけれども、色々、議会等々から、議員から色々、注文なり意見をいただきながら、昨年の10月から新しい制度を、インターネットを利用した制度に切り替えながら、過去何年分にも渡るような、10、11、12、3ヵ月の中で、過去の何年分もいっぺんにそこに集中して頂いたということです。具体的には1,400人を超える約3,000万円近くのお金が集まってきて、ある意味では嬉しい状況になっているわけであります。しかしながら、この中身を少し、直接、人づくりとは離れるわけでありますけれども、この機会でありますから、少しお話をしておきたいと思うことでありますけれども、皆さんご理解いただいていると思いますけれども、国が宣伝をしながら、そして各自治体も取り組みながら、それぞれの自治体の思いがあって、経過があるわけでありますけれども、本当に何億というお金も集めている町から、しかしながら、未だかつて、わが町の様な取り組みを、昔のわが町の取り組みをしているような市町村もあるわけであります。そして、その中で、総務省が新しくふるさと納税のあり方と言いますか、そういうものの行き過ぎと言いますか、そういう事はいかがなものかというご意見も出たり、出したりしているような状況があるわけで、そういう中で、われわれも参酌しながら、1つの判断をしながら、取り組んできているわけであります。そこで新年度、5,000万円に上る予算をしながらでありますけれども、寄附をして頂いた方にお返しをする特産品と言いますか、そういうものについても数を増やすと同時に、わが町の特産品の開発もしていこうと。そして、その中にあってはお返しする金額というのも5割位を考えていく。そして、それにかかる経費も1割を超えるものはあると。そういうことで実質、手元には3割5分と言いますか、その程度しか残らないような、今、その構想を描いていけるわけでありますけれども、全国各地から、ほとんどの県から、ふるさと納税に参加していただいている。そういう意味では、非常にこの方々との人づくりと言いますか、地域づ

くりといいますか、交流と言いますか、そういうことを考えていかなければならない。これは議員さんに指摘を受けていますから、ふるさと納税が抜けていると。率直に、これを大事にして行かなければならぬ。これは率直に私も考えていますし、それを大事にしていく方向を作つて行かなければならぬ。ただ、非常に、例えば、美深の特産品、珍しいものがあると、インターネットで見て、それが2回、3回と繋がってくるのが本当の人づくりに行き着くところまであるのか。そういう色々な事は、色々考えなければならぬと思っております。しかしながら、わが町の宣伝ですとか、人づくりだとか、わが町のためになる、こういう事は広範囲に色々なことを考えていかなければならないと思っております。そこで、具体的に担当の方も苦労しながら、非常に数が多いのでありますけれども、わが町の人づくりと言いますか、交流と言いますか、そういうことで、こういう町ですよ、ああいう町ですよ、そしてこういう特産がありますよ、ということをわが町として、この方々に、寄附を頂いた方々に届くように、例えば12月の段階であれば、それぞれに年賀を送るとか、そういうこともやっております。それを1歩どうするかと、踏み込むと。そういう意味では、改めて長岐さんからご提言でもあるわけでありますから、人づくりという観点に立って、ふるさと納税だけではなくて、そういう観点にも立って、もう一度色々考えていくことが、いかなければならぬのかと。そのように行きたいと考えておりますので、以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 自分の質問の幅が非常に広くて、どう答えたら良いか分からぬという話でありましたけれども、確かに、この交流というのは、非常に広範囲なものであつて、私は一般質問の中で、この交流を取り上げたのは、例えば、Aさんという家があつて、隣にBさんのお家があつて、Aさんのお家には、ひっきりなしに人が出たり入ったりしている。だけどBさんの家にはあまり人が来ていない。Aさんの家で人が行ったり来たりする中で、だんだんと人が集まって、色々なことがとにかくにぎにぎしく行われている。そういう点で見た時の人出入りというのを美深町という地域で俯瞰して見た場合に、今、12の項目と言いましたけれども、多分、自分が掌握しきれていない、挙げきれていないことの中では、もっとあるのだろうと思うのです。結局、この町が、なんだかんだ賑やかに人が出入りしているのだろうとは思うわけです。ただ、冒頭の質問の中で、スタンスが非常に散漫だとか、不安定だと言ったのは、執行方針の中で交流を掲げる時に、点でしか見えないのですね。美深町は交流というのを、こういう考え方で実施する中で、29年度はこれに取り組むということなら解るのですけれども、そうではなくて、例えば農業の部分でも、教育の部分でも交流の実績はある。そのようなことが築かれた中で、そのこ

とを踏まえた上で、今年度はこのように取り組むというのであれば、もっと考え方は違ったのかもしれないけれども、そこがなかったので、敢えて言わせていただいたと。今回のこの質問の中では、最終的には交流に関する計画を作ったらどうですかというところに持っていくたいのですね。そのためには、一つ一つの交流の形というものがどういうことなのかと確認するために、1つ、今はふるさと納税で聞いたところなのですが、もう1つ、この町にとって非常に特徴的な交流というのが、大学との交流だと思います。先日、新聞を見て、すごいと思ったのが、東京大学から学生の農業、牧草作業体験の受け入れによって、特別功労賞が贈られたと、総長から贈られたという話であります。すごいニュースだと思います、これは。どこかで伝達だとか、学部長から出したというのではなく、総長からというのは、すごいことだと思うのですね。この大学からの特別功労賞ということなのですが、このことに関して、関係した農業者、農家さんたちには、報告されているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農業交流と言いますか、1つの大学というか、具体的には東大が地域に学生を、学生の目を広げるというか、東京大学は海外に派遣していたり、色々各地に派遣している事業の一環の中で、我が町に農業実習と言いますか、実習というよりもみると言う形で。ただ、こちらの受け入れとしては、寄宿舎等々が完備されているものですから、農業者にも受け入れしていただける農業者に希望をとりながら、お願いしているのですけれども、農業者の受け止め方も非常に色々あるのですね。朝から晩までカボチャ取りに使ってくれる人もいるし、かといえ美深農業なり、美深観光なり、そういうものを含めて、1週間なら1週間いる中で、色々、町を見て、言ってみれば、僕は学生全員とは、なかなか会うことができなかったのですけれども、来る時に、来た時に、受け入れ側として、そこに参加できる学生さんと会話したり、北海道に来るのは初めてですかと。勿論、美深町は初めてです、私は農学部ではないのですけれども、こういう地域、こういうことを、あなた方は将来、農業の大家になるのではなくて、日本のリーダーになるわけでありますから、1つ、こういう地域がある、こういう農業があるのだということを理解したほしいと。そして美深町忘れないで、ちゃんと覚えておいてほしいということを、そしたら、注文として担当の方にお願いをして、感想文と言いますか、大学生ですから感想文と言ったら失礼ですね。1つの報告事項なんかも書いてもらうことにしたと。大学にも、報告書を出すと。教授に出しているのでしょうかけれども、そういうものを作って、そういうことが色々評価されて、今回、総長に表彰と。色々な取り組みが評価されてきた経過もあるのですけれども、自治体を表彰するというのは、なかなかこういう事業の中で初めてだとい

うことでありましたので、日程的には、私自身も行きたいなと思ったわけでありますけれども、しかしながら、農務課長が松阪市の方へ色々打ち合わせ等々あるものですから、そちらの式典にも参加するという、観光協会の事務局長と同時に東大の方に参加してもらって、ただ、そこで担当から色々表彰を受けましたと。ここだけで止めておくのではなくて、そういうことがあるものですから、もちろん農家の方々に知ってもらう、町の方々に知ってもらう、新聞にも各社に来てもらって、報告をさせていただいたわけであります。機会を通して、今後とも、色々な意味で町の宣伝、人づくりにこれらを有効活用。ただ、なかなか観光協会の幹部といいますか、方々も、東大といえども、それだけではネームバリューになりませんからねと厳しい感想を申し上げてきましたから、言い過ぎかと思ったり、それは個人の感覚でありますから、それはそれで良いのですけれども、色々な意味で、まちづくり、人づくりにご協力を賜る。そういう諸々の1つの形だと思いますけれども、非常に大事にしていかなければならない、このように思っておりますし、今後もそういうものを大いに受け入れていく、人づくり等について努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 受け入れた農家に対して、今回の特別賞受賞に関する報告は済んでいるのですかという質問です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それはもうすでにやっておりましますし、出来ていると思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今、大学の交流の部分で聞いたのですが、同じように、大学と教育の部分で、どのように協定が結ばれているのか解らないのですが、たまたま地域の新聞のニュースの中で、東京大学で特別功労賞というところがあったので聞いたのですが、教育長にお尋ねしたいことが、その交流の部分で1つあります。それは、英語教育の取り組みについて、今回、コミュニケーション能力向上の必要性を説かれて、何らかの形でその能力向上のための施策なり、事務事業を含むのだろうと思うのですが、国際交流で言うところのアシュクラフト村の事について触れたいと思うのですが、当初の計画というのは、青少年の未来のためにと言うところの中で、金丸顕男さんと山口克紘さんがそのきっかけを作り、提携に結びついたというところであります。それから20年経過しているところなのですけれども、コミュニケーション能力を向上させるというのは、英語教育ですから、英会話ということなのか、それとも直接外国人と触れあうというというか、そういう設計の部分だけのことなのか。どういう意味でのコミュニケーション能力向上なのか、という

ところをまず1つ目、お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今回の英語教育という視点で捉えますと、今、国では学習指導要領の改定の中で、国際社会の中で子供たちが生きていくために、将来、国際人と日常的な部分もそうなのですけれども、そういった能力が必要であるという前提の中で、今、学習指導要領が改訂されています。そういったものの中で、教育の中で、英語の実数も増えますし、そういったことを踏まえて、もう1つは英語というものを通して、やはり、この美深にいても英語能力を身につける、これは、どの地域であろうと国際化の中で、そういったものが求められるのだろうと思います。ですから、1つの教育スタイルとして、そういったものを中心にながら、日常会話というか、1から10までではありませんけれども、日常的なコミュニケーションが取れる、そういった能力を基本的に育てていきたいと。それは小学校から高校までを通して、そういったことが出来ないかという考え方の下で、今回、事業化に取り組むのだという形でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 何年か前に、美深町の職員が、アシュクラフト村にAICを通し、アシュクラフト・インターナショナル・カレッジというのがあって、そこに町の職員が半年間、英語留学で行ったという経過があります。民間の人も多分1人か2人は行ったのだろうと思いますが、何故、アシュクラフト村で英語教育かというと、イギリス英語やアメリカ英語よりも1番英語として綺麗なのがカナダブリティッシュコロンビア州ということですね。そういうことがあって、金丸氏がそういったカレッジを立ち上げたという経緯があります。およそ10年くらい続いたのだろうと思うのですが、運営が非常に難しいところもあって、終了して、その後、語学に関する交流というものは中断したというか、事実上なくなったのですけれども、美深町が義務教育の中で、国家的なプロジェクトで英語教育に力を入れるということですから、必然的に全国の市町村で、そのことに取り組まなければならぬと。現実に今、ALTがいるのですが、専門職員ではなくて、あくまでも補助ですので、技術的にどのようなことになるのかというのはちょっとイメージとして湧きにくい話ではありますけれども、美深町が、その英語教育にある意味、特化して他の町にはないような教育実態カリキュラムを組みたいとか、方法を取り組みたいという時に、例えばですが、アシュクラフト村とSNSを含めたコミュニケーションツールというのはいくらでもありますので、そういった方法を使いながら、時差を超えて、16時間という時差を超えて、教育の現場の中でネイティブな英語を活用していくことも、今後、国際交流の形の1つとして義務教育の中に入っていっても良いのではないかと思うのですが、

その辺の考えを持たれているか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 正しく、これからどのように組み立てていくかというのが、29年度はそのスタートの年になります。国の動きから行けば、平成30年から先行実施という形で、平成32年から小学校の現場では5、6年生が英語という授業になりますし、それから3年生、4年生が外国語活動という形で、今、5、6年生がやっている枠組みが3、4年生に下がっていくという形で、早い段階から英語教育ということがスタートする形になります。その中で、今、言われたアシュクラフトの活用ですとか、そういった事は1つの考え方として、出来る、出来ないは解りませんけれども、考え方として言われる部分が、今回、少し私の個人的な思いになりますけれども、そういった部分の関わりがどうなるのかという思いは正直言って、あります。ただ、それは、これからの組み立て方、現実の対応の問題として、今、アシュクラフトに限らず、色々な部分をどう組み上げていくのか、それによってくることだろうと思っております。今、このようにするということは出来ませんけれども、そういった現場での対応といいますか、これは多分、29年度だけで作り上げられるものではありませんし、言ってみれば、32年までに本当に組み上げられるかというと、それも解りません。やっていく中で、どこに、子供たちのために力を入れていくのか、環境を作っていくのが良いのかということを考えた中で、結果として、そういうこともあるかも知れませんけれども、色々な部分を意識しながら、検討していくかなければならない問題だと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 小学校の1年生から英語というのは難しいかも知れませんけれども、若いうち、小さいうちからネイティブな英語に触れていくというのはこの先、絶対に必要なことだと思います。それで、先程の大学間交流という部分で行けば、美深町が何らかの形で大学と協力関係にあるというか、そういった関係にあるのが北海道大学、北海道教育大学、東京大学、仙台大学、酪農学園大学、5つかと思うのですね。それぞれの大学の中で例えば、義務教育の部分で交流という形に結びついていけるとすれば、教員課程がそれぞれ何らかの形で学生さんにでもコミュニケーション向上の為に機会を持ちたいというのがあるのだとすれば、こちら側から大学に入っていって、義務教育のそういったクラスの中で大学との連携というのが可能なのかどうかというところは、探っていく必要があると思うのです。先ほど、教育長は今すぐ決められることではないと、この先の長い時間の中でと、当然、そうだと思うのですけれども、その大学との交流の中での1つの方法として、義務教育のプログラムにどのように関わるかということを考えているかどうか、

そこら辺を聞いてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育大学との協定が、平成17年の12月に協定を結んでいます。当初は、スポーツというところが、かなり大きなメインとしてあったのですが、協力相互協定という形で、相互の協定ですから、例えば美深町だけが、例えば教育大学だけが、ということではありません。今回の英語教育の部分に関わっても、実は、昨年から旭川の教育大学の方と連携をさせていただいて、まずは英語教育そのものも旭川の教育大学附属小学校の方では、国のモデル授業として数年前から取り組んでいます。そういうものを美深の教育現場にどのように反映させてもらえるか、そういう部分での研究を進めていた先生方も美深に入って来ていただいて、そして、今、スタートさせたという実態もございます。今、議員の方から言われた、子供たちが行って、ですか生徒が来て、ですかという形に将来なるかどうかは解りませんけれども、教育大学ともしっかりと連携をしながら、今、これらの準備にあたっているということで、ご理解頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） かつて添田町30年、それからアシュクラフト村20年という交流が始まったきっかけというのが、どちらかというとアナログだったと思うのですが、今のこの時代、非常にその相手と接する手段、それから形というのが非常に進んでいます。時差を超えてリアルタイムでということも出来るわけなのですが、コミュニケーション能力というのは、その場で相手と会話をすることだけではなく、文字やデータを送り、あるいは画像を送り、ということも時間を超えてできることだと思うのです。そういう意味では、アシュクラフト村との直接の英語に触れる機会が可能なところと友好都市提携であるというところの特徴を活かすとすれば、私、人々、思っていたのが、教育長自身がやはりそういった考えを持った上で、アシュクラフト村を尋ねるべきではないかと思うのです。毎回のように10人くらいの訪問団を作つて行くということが親善訪問の形だとすれば、そうではなくて、行政レベルで、教育長が直接行って、今後の交流の形として、義務教育過程の中で英語に触れるということを考えた場合に、こんなことを考えているのだけれどもどうなのだろうという、そういったすり合わせを行ってくるのも、1つの交流だと思います。町長自身がそういったアシュクラフト村との交流の中で、かつて非常に経費的なところで課題が多いという回答をいただいたことがあるのですが、莫大な経費をかけて団体で行くだけではなくて、直接、その担当者が行ってということを考えれば、この際、教育長が赴くことも必要ではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。俺が行くからとは言いにくいかもしませんが。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育の中で、先ほど申し上げた通り、方法論としてどうしていくのかということをこれから検討して頂ければならないという状況ですから、もし、そういった中で、そういう方向にいくのだとすれば、それも1つの言われる方法として、考えていかなければならぬと思いますけれども、今、この段階では、訪問するという考え方には立っておりません。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） なるべくそういったことが実現するように、1人でもアシュクラフトに行くとすれば20万か30万円くらいで行けますので、そういったこともぜひ実現するような方向で、教育委員会レベルで国際交流、義務教育の中での国際交流というところ真剣に考えてもらえばと思います。実は、今回の交流の部分で質問をする際に、町長並びに教育長がその認識を持っているかというところを1つ確認したかったところがあるのですが、計画書の中にもある、地域の資源という部分の中で、固定資源という区分と流動資源という区分があるということについて、それぞれ認識があったかどうかなのですが、町長、その地域的な資源の中には、潜在する地域資源の中には固定的な資源と流動的な資源があるという事について、認識はあったでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 自然と言いますか、資源の中で、どちらかというと天然資源等々を固定資源という考え方が一般的に言われていて、私自身もそういう考え方があるわけでありますけれども、しかしながら言われる通り、流動的な人的資源と言いますか、そういう部分も非常に今、大事になってきているし、それが資源の中で、言ってみれば流動資源、人づくりを含めて、人を含めて、それがポイントになってくるなと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 天然資源が固定資源であり、人的資源が流動的資源かなということですね。実は、私の方で用意した資料というか、調べた結果のものと違うのですね。議長、もし、許可が得られるのであれば、私が用意した地域資源の分類に関して、議長と町長と教育長に渡して、議論の参考にしてもらえばと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 議場内の資料配布ですから、全員にありますか。

○2番（長岐和彦君） 全員の分はありませんので、今回は控えます。

○議長（倉兼政彦君） それでは事務局のほうに回してください。今、用意させますので。

○2番（長岐和彦君） いえ、結構です。時間がないので、今回は私の方から申し述べるに留めたいと思います。実は、地域的資源の分類の中には固定資源と流動資源があって、

固定資源の中には、地域特性、地域特性資源、それから自然資源、歴史的資源、文化社会資源、人工施設資源、人的資源、情報資源というように区分されています。それから流動資源の中には資金、それと特産的資源、中間生産物と言う3つの区分に分かれています。先ほど伺った大学の交流の中で、これがどういうような資源に合致するのかということを考えたものなのですけれども、実は、自然的資源という所の中に、農地という区分があります。なおかつ、水資源という区分や、環境総体というところの中に、美深町の天塩川が入ったり、松山湿原が入ったり、という区分があります。その大学との交流の中で、自然的資源、人的資源、情報資源、特産的資源、こういったものが活用されているというように思います。なおかつ、教育の部分で行けば人的資源とかそういったものが大いに関わってくるわけで、先ほど冒頭の中で、非常にスタンスが曖昧であったり、それから不安定であると申し上げたのは、交流というものが地域資源を使わなかつたら出来ないと。その地域資源というものがどういう区分であって、どのように使われていくのかという認識が大切なのだというような考えを持っています。そういう意味では、やはりこの先、資源を有効的に使っていくこと、それから、その資源を活用する中で、この町にとってどれほどの影響を及ぼすのかということを、やはり俯瞰して取り組んでいく必要があるのではないかと思うのです。質問の中に、経済の活性化とか、住民の活性化とか、社会の活性化はどのようなものかということをお尋ねしたところではあるのですが、特産品の販売であるとか、地方から観光に来られるとか、何らかの形で交流の一つ一つが、経済的に何かの実績を残しているのだと思います。ただ、そういったものが、どのようなものであるかということについては、執行方針の中では、なかなか触れられておりませんし、この際、やはりそういった部分もはっきりさせる必要があると思います。施策の評価調査の中では、事務事業の中にある有効性、経済性などについてランキングがあるわけですが、そういった事務事業レベルから積み上がってきただ策の評価調査にあるような、一つ一つの交流事業の経済性、それから有効性、そういったものがどのような実績になっているのかというところについて、まとめていく必要があると思うのですが、現時点で町長自身が、その交流がどのような形で整理されているのか改めて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、色々議員から質問と言いますか、学習と言いますか、教えていただいた部分があるのですけれども、先ほど問われて、固定的な資源と言いますか、自然と言いますか、そういった部分、さらには、人的資源は流動的資源、こういう部分については理解していますし、今、議員からたくさんの大學生資源ですとか、色々言われた部分、個別に1つずつは分析していませんけれども、大枠としては押さえているつもりでいます。

長岐さんが勉強されている部分については、ご理解を申し上げたいと思っているつもりでありますけれども、総合評価と言いますか、全体の評価ということで、そういう評価を、評価と言いますか一つ一つ評価するというのはなかなか難しいことありますけれども、地域にある、我が町にある地域資源、そういう物を活用しながら、どう、まちづくりを進めていくか。そういう部分については、総合評価の柱建てとしなければならない部分も出てくるのかと思っております。ただ、町の施策として、人づくりは非常に、交流というの非常に、大事な部分でありますけれども、しかし、柱建てとして、どの程度の位置を占めるのかこう考えたときに、予算も含めてでありますけれども、非常に色々議論があるところでありまして、まちづくりのポイントにはしなければならないと理解はしておりますけれども、どう、それを具体化していくかという部分については、一考を要する部分があるのだと。色々な考え方があるものですから、まちづくりのポイントとしては、どうしていくかということについては、交流のあり方、人づくりのあり方については、長岐さんは、長岐さんの持論があるでしょうし、行政は行政としての色々な考え方の中で、大事な柱ではあるけれども、どの程度ウエイトを置きながら取り組んでいくということについては、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） そういう曖昧な姿勢では駄目だと思います。交流というのが、この町の地域的な経済の部分でも、どのような結果が出ているのかということも、そういったこともしていないわけですよね。実際に物産の販売をして、商談もまとまっているという話も聞きますし、色々な事業に参加しながら、この町の特産品を売り込み、それがどのようなリピーターになり、場合によっては美深町の発展につながっているのか。それがビジネスとして、どのような展開になってきたのか、そういう部分で交流が、交流をすることによって、この町の経済にどう影響したのか。それから、人という部分で言えば、どういう人たちが、その交流に関わり、どのように育っていったのかということも見極めることになるのだろうと思います。そういう意味で、人材の育成という部分で、交流の位置付けもはっきりしてくるだろうと思います。そういった一つ一つの部分、確かに交流という今回の質問に関しては幅が広い。幅が広いが故に、この町で取り組むときには、それこそ、きちんとしたプログラムの中で組んで行かないと、今まで一つ一つやってきたものが、これからも一つ一つでしかなくなるのではないかと。そういうところから改めてビジョンを立ち上げ、コンセプトを整理し、事務事業の一つ一つを組み立てていく、そのことが必要ではないでしょうかということなわけです。非常に難しいのだという町長は、たびたび使うのですが、難しいのはわかるのですけれども、難しいからこそ先ほどの質問ではないで

すけれども、難しいからこそ取り組んでいかなければならないのですね。今回、その執行方針の中で書かれている内容について、やはり事務事業の一つ一つをピックアップして、こういうことをしますということしか言えてないのだなという事は残念に思いましたし、もう一度、振り返って施策の評価調査のそれぞれの項目における交流と関係のある部分を見てみたけれども、やはり相対的な評価のところでも、きちんと述べているかというと、そうではなかったように思います。この先、人口抑制策として交流というのは、真剣に考えなければならない。真剣に考えて行った上で、この町にとってどういう影響を及ぼすのかということは、行政という立場の中でしっかりとまとめていく必要があると思います。そういう見地に立った上で、新たに、自治体間交流というところに結び付いて行かないと、関係する天塩川流域の他の市町村の自主性、主体性に、もしかするとのまれてしまうのではないかと、そういう危機感も思ったりもします。改めて伺いますが、美深町の交流を進めていく上で、この際、ビジョンそれからコンセプトをそれぞれの事業プランを含めた全体的な交流に関する計画を整理する必要があるのではないかと思うのですけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われる事は解るような、ある意味では解らないような部分もあるわけでありますけれども、非常に難しい項目だと思っています。そして、先ほど申し上げましたけれども、まちづくりの視点の中で、大事な柱建てとしては解るのでありますけれども、どの程度のウエイトをかけながら、それを整理していくのだと。そして具現化していくのだということが、色々な考え方があるわけですから、町の例えば農業の視点にそういう部門もどうやって入れていくとか、言ってみれば色々あるのだと思います。そこで、総合評価なりをしながら、ビジョンをどうするかと、それは個別の考え方があるのでと思います。しかしながら、今、町政執行方針ですとか、こうするという部分を言いきれない、書き切れない。行政執行方針あたりでも30頁近くなるわけでありますから、それを100頁でも200頁でも、そんな分厚いものにするということにはならないわけでありますから、その辺だけはご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 頁の話をしているのではないのです。交流を進めていく上で、きちんとした計画を作ったらどうですかということです。それぞれの交流の事業に対してのビジョンなり、事業プランなり、というのはあったにしても、そういうものを1つにまとめて、美深町としての交流計画が、こうであるというものを整理していく必要があるのではないですかということです。どうですか。

- 議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。
- 2番（長岐和彦君） 質問でありますから、答えれば良いわけでありますけれども、なんというのですか、具体的にこれがどうだと、こういうところでなければ質問にと言いますかうまく咬み合わない、それもご理解いただきたい
- 議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。
- 2番（長岐和彦君） 美深町が交流を進めていく上で、何を狙いとしているのでしょうか。
- 議長（倉兼政彦君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） それは先ほど来、言っていることと同じであります。
- 議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。
- 2番（長岐和彦君） その一つ一つが非常に散漫になっているということを指摘しております。それで、この際、自治体間交流を改めて進めていこうという段において、他の市町村にその主体性、自主性などがのまれてしまわないかという危惧があります。そういう意味で、交流計画を立ち上げてはどうですかということなのですが、改めて伺います。交流計画を立ち上げていこうという考えはありますか。
- 議長（倉兼政彦君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 今、進めている事項を理解していただければと思っております。
- 議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。
- 2番（長岐和彦君） 質問に対してのきちんとした答弁ではないですよ。項目に関しては一つ一つやっているというのは解りますが、この町の相対的な視点から、交流計画を立ち上げてはどうですかということなのです。こういう考えはないのですか。
- 議長（倉兼政彦君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 言わんとすることが解らない。具体的なものでなければ、何を発して言っているのかわからないのですよね。交流は進めていると言っているわけでありますから、何が足りないと言われるのか解らない。
- 議長（倉兼政彦君） 長岐君に申し上げますが、一般質問ですから、答えを出すということではなくて、もう少し大きな視点で発言をいただきたいと思います。
- 2番 長岐君。
- 2番（長岐和彦君） 答えを出すということは、確かにそうなっていますが、質問に対する答えになっていなかったので、しつこく聞いております。最後、時間ですので最後になりますが、いずれにしても交流を進めていく上では、狙いと目的がはっきりしなくてはなりません。その狙いなり、目的を具体的にしていくためには、計画がきちんと立ち上

がっていなければなりません。そこに1番重要なのは、住民がどう関わっていたかと、その部分です。行政が先頭を切って、旗を振って、交流するのはひとつの形かもしれません、その中で住民がどう関わっているのかです。先ほど東京大学の表彰の中で、住民に報告しましたかと聞きましたのは、そこがなかったらこの実績は生まれなかつたのです。行政が旗を振って、よろしくお願ひしますといつても、住民が、農家さんが、うん、と言わなければこの結果が生まれなかつたのですよね。そういう意味で、計画の中では何々の計画を立ち上げる、交流を立ち上げるというのは、確かに行政の方で上げたとしても、そこに住民がどう関わったのかというところをきちんと俯瞰しないと、整理していくかないと、全ての実績がうまく整理できないということです。そういう意味で、先ほど来、聞いていく一つ一つの事業に関して、やってはいるというのは解るけれども、相対的に、美深町の交流に関するビジョンを立ち上げ、コンセプトを整理し、事業プランを一つ一つ形作っていきながら、美深町の交流計画はこうであるというものを作つてはどうですか、ということを聞いているわけです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 後段、言われました、地域住民の考え方というか関わり方、これは本当に長岐議員が心配するような部分があろうかと思っております。行政がはじめに色々な交流ですとか、人づくりですとか打ち出しながら、しかしながら、それがうまく進まない、うまく回っていない、これが目的なり、そういうものが充分ではないのかもしれませんけれども、しかしながら対住民と言いますか、町民と言いますか、町の中でなかなか評価されないと言いますか、動きにならないと言うところで、どこに原因があるのか。そういう考え方を持つ方々が非常に少ないのでないか。そして、それを望まないのではないか。そういう事業なり、目的に参加しようとする人間もいるかもしれませんけれども、いや待てよと言う方々が居られるのであれば、私は一步を引きますとか、色々なものの考え方があるわけですから、その辺は、われわれは慎重に行政として判断をしながら、ものに取り組んでいるということでございますので、一方的に決め付けられるような話もあるわけでありますけれども、そうではないのではないか。非常に難しいことなのだということをご理解いただきたいと。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 予算委員会の中で、こういった議論を深めていきたいと思います。質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で長岐君の質問を終わります。

これから昼食休憩に入ります。再開は13時30分といたします。

午後 12 時 16 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き一般質問を続けます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。残念ながら、私の一般質問の半分は、午前中に町長、色々とお答えをいただいたところでありますので、通告したものに関しては、このまま質問をいたしますけれども、それ以降はなるべく違う視点で、違うことを質問しようと思いますので、町長も出来ましたら、なるべく違う答えをいただけましたらありがたいと思いますので、よろしくどうぞお願ひいたします。まず、項目、行政、件名は循環型社会の構築であります。美深町は、恵まれた自然環境と調和する美しいまちづくりを目指し、地域循環型社会の構築を推進しております。自然がいっぱいあるとか、景観が綺麗だというのは、これは、美深町だけではなく、北海道のどの町でも同じく共通して持っていることだと思いますけれども、ここで言う美しい、まちづくりの美しいと言うものの中には、そこに住む人々の自然と共に存して暮らしている姿であると私は思っております。そのことに魅力を感じ、そのような土地で生活をしてみたいという人がいるのは、これは事実であります。そして、その多くが都会の方にいらっしゃる。こういう現状の中で、この町がより魅力的な町でいられるよう、循環型社会形成に向けての取り組みは重要であると考えております。質問の1、平成30年度から直営の埋め立て処分場の受け入れが終了となり、広域での処理に移行します。町は、ゴミの減量化、再資源化を推進していくとしておりますが、どのような取り組みを進めていくのか、お伺いいたします。質問の2、有害鳥獣も同じく受け入れ終了となり、一時保管庫を用意すると、そして委託をしていくという計画が示されておりますけれども、その先の計画はどのようなものを考えておられるのか。質問の3、新エネルギーを活用した地域循環型社会の構築を今後どのように進めるのか町長の所見を伺うものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 申し上げますが、項目が1件でございますので3件とも発言を願います。

○6番（藤原芳幸君） 失礼致しました。循環型社会の構築については、町長に所見を伺います。続きまして、高齢者支援対策で、美深町でも自動車運転免許を持った町民の高齢化が進んでおります。全国的に、車のアクセルとブレーキを踏み間違えたであろう衝突事故や中央分離帯のある道路の逆走した事故などが多発していて、我が町は大丈夫とは言い

切れないと思っております。運転に不安を感じた免許保有者が、返納を希望したときや、更新ができなくなった住民が増えてきた場合に備えた対策が必要ではないかと思っております。この件についても町長の所見をお伺いいたします。次に、交流活動の推進の中から、平成30年、松浦武四郎が生誕200年、北海道命名150年を迎える。北海道も予算をつけ、事業展開を考えているようあります。天塩川流域は1857年、安政4年、武四郎が5回目の蝦夷地探査で訪れた場所であります。この時の記録は1862年、文久2年発刊の天塩日誌に記載されております。両方ともこれは明治以前の江戸時代の話であります。こういうことを受けまして、美深町では、今後どのような取り組みを行っていくのか。これは教育長と町長に伺うものであります。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方から行政について3点、質問を頂きました。その中で、3点目の交流活動の推進について、教育長の所見ということでお話がありましたので、初めに私の方から答弁をさせて頂きたいと思います。平成30年に松浦武四郎生誕200年、北海道命名150年、これを控えて美深町はどのように事業展開を考えるのかということでございますけれども、松浦武四郎生誕200年等に係りましては、各関係者で色々と協議をされているのだろうと思っております。松阪市もそうでありますし、今、ご質問をいただいた北海道もそういった動きがあるということでございますから、それらを始め、各関係者が、それに向けた協議が今後、進めていかれるだろうと思っています。そういった中で、教育委員会として関わることができるものがあれば、関わっていきたいと思っております。現段階で、どのようにしていくのかという考えは、まだ、そんな段階ではありません。ただ、教育委員会では開拓120年ということが平成30年になるわけですし、同年、COM100が開館20周年を迎えるということで、午前中の一般質問の中でも答弁をさせていただきましたけれども、郷土資料室について、一部リニューアルを考えております。その中において、できれば、松浦武四郎に関わる展示等もできないかということを考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員の方から、行政、3点にわたって、ご質問を頂きました。教育長の方から、交流活動の推進という項目でご答弁があったわけであります。従いまして、私の方からも、順序がずれるわけでありますけれども、交流活動の推進、これから答弁を申し上げたいと思っております。町政執行方針で述べたところでもありますけれども、平成30年度に向かい、北海道命名150年、そして松浦武四郎生誕200年、そして我が町の開拓120周年、平成29年度においては、これらの準備の年として、そ

の事業について協賛事業も含むわけでありますけれども、検討を加えていかなければならぬと。秋ごろまでには大体、それぞれの考え方が出てくるかと思っているところでございます。北海道においても、昨年11月に北海道命名150年事業実行委員会を設置したところでもありますて、先月ロゴマークが決定したと。現在、記念事業や協賛事業の募集を行っていると、そのように聞いておりまして、また、松浦武四郎生誕200年に関する部分では、武四郎の出身地であります松阪市との交流を今後とも推進するとともに、先ほど教育長から答弁があったわけでありますけれども、文化会館COM100、郷土資料室における松浦武四郎に関わる展示コーナーを整備もできれば良いと考えております。企画展等についての検討を進めて参りたい。平成30年度に向けての取り組みと考えております。いずれにしても平成30年の取り組みとしては、基本的には、本町開拓120年の事業を中心として、松浦武四郎生誕200年や北海道命名150年の関連事業について天塩川流域市町村や北海道などと連携をした取り組みになってくると考えておりますて、テッシ・オ・ペッにぎわい創出協議会、こういう協議会があるわけでありますけれども、これらを中心とする各種団体等々と各種協議を重ねながら進めて参りたいと考えております。次に、循環型社会の構築という部分で3点ほど質問を頂いたところでありますけれども、順を追って答弁を申し上げたいと思っておりますけれども、冒頭、色々お話を聞かせていただいた、質問の趣旨を聞かせていただいたわけでありますけれども、順を追って答弁を申し上げたいと思っております。まず、春一番に白樺樹液祭りが開催される、更には松山湿原開きや登山、16滝、仁宇布地区の景観の維持や管理に努力しているのだということをご理解いただけないかと思っております。またトロッコ王国、白樺樹液及び川の河口ですとか羊飼いの支援ですとか諸々を行っているわけであります。更には天塩川や中小河川でのカヌーですとか筏下りだとか釣りとか野鳥観察、こういうことができる環境が我が町にはあるわけでありますて、更には、函岳の登山だとか、山菜採りとかキノコ採りとか、冬のスノーモービルの登頂ですとか、1年を通じた自然に触れていただいている自然、こういうものがあるわけであります。これらの場所や体験については、都市から訪れる人々に一定の評価が得られていると、こう考えておりまして、町民や観光客が満足できるよう、日ごろのこれらの維持ですとか、管理ですとか、そういうものに努力しているわけであります。質問の冒頭にありました、北海道はどこの町でも同じだと、こういう表現を頂いたわけでありますけれども、ちょっと認識が午前中の議論もそうでありますけれども、全然違うのではないかということを強調しておきたいと思っているわけであります。さて、ゴミの減量化、再資源化推進についてのご質問でありますけれども、午前中も議員からの質問の答弁と若干重なるわけでありますけれども、ゴミの減量化、再資源化については、こ

れまでも推進してきておりますし、30年度からは広域化による処分場への移行となります。今までと同様に、減量化、再資源化に進んでいく必要があると考えております。町民の誰もが意識をする、危惧を高める啓発に勤めて、減量化に向けて努力をして参りたいと思っております。2つ目の有害鳥獣の関係でありますけれども、現在、駆除している有害鳥獣については、本町のゴミ処分場で埋め立てているわけでありますけれども、平成30年度からスタートする広域の処分場では、鹿の埋め立ては行っていないことを考えている訳であります。処理については、委託処理を選択し、今般、そのために必要な一時保管コンテナを設置することとしているわけであります。予算にももっているわけであります。現在、考えられる委託処理は、ここだけであります。ここだけですが、鹿を活用した事業への提供など、今後、近隣の町村でも色々と対策を取るようありますので、今後の動向に注意をしながら、あらゆる処理方法について引き続き検討を加えていきたいと考えております。また、新エネルギーを活用した地域循環型社会の構築、こういうご質問でありますけれども、午前中の議員の質問と重なる部分があるわけでありますけれども、エネルギー分野における地域循環型社会の構築につきましては、地域資源の活用によるエネルギー自給率の向上と、再生可能で温室効果ガスを排出しない新エネルギーの活用による安全で安心なまちづくりを推進すると、こういうことを基本としているわけであります。従いまして、公共の施設における新エネルギーの導入計画は、事業規模が大きいこともあります。現時点では白紙の状態となっております。けれども、一般家庭における太陽光発電の新エネルギー導入を継続するとともに、住民の環境意識の向上を図りながら、町民、更には事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、省エネルギー活動、新エネルギーの利用に向けて、町として推進して参りたいと考えているわけであります。あと、最後に、高齢者支援対策は、ということでありますけれども、高齢者の運転免許に関して、返納したらどうだというご意見を頂いたところでございます。我が町においても、同様の事故が起きないという保証は無いわけで、しかしながら、運転免許の返納ということについては、自分の判断、更には家族の判断、更には交通政策、いってみれば、これは国全体に関わる交通施策と捉えてもらって結構だと思っておりますけれども、そういう観点から考えてみる必要があると。従いまして、我が町だけでは、なかなかこれは難しい問題だと。対策としては広く住民の移動手段の確保と同様に、現在、市街地であれば、フレンドバスであるとか、農村部では仁宇布デマンドバスであるとか名士バス、こういう移動手段の確保がされている部分があるわけであります。買い物支援も我が町として実施しているような状況であります。なるべく高齢者の交通空白地帯にならないように、実証試験等々もやりながら、今後も町民の交通といいますか高齢者の交通に対する足の確保、こういう部分については意を

用いていきたいと。冒頭、申しあげましたように高齢者の免許の返納という部分については、なかなか我が町単独では難しい課題があるということを申し上げて、答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは順番通り、まず環境の関係の方から聞いていきたいと思います。冒頭、町長の方から、どこでも同じではない、美深には松山もあり、冷水もあり、天塩川もあり、たくさん色んなものがあると、当然、私も知っています。その中で、美深が何もないとかそういうことではなくて、よその町はよその町で、また色んなものを特色あるものを持っているのだということの中で、美深町ばかりではない、よその町もみんな同じような物を持っているのだという意味での同じということであって、美深が劣っているということでは決してない、美深には色んな魅力があるというものは当然、知っている。そして、私もそういうものに関わっておりますから、これは自信を持って皆さんに紹介できるものであるというのは解っております。その中で、ゴミの話、午前中もたくさん出てきた中で、町長の考えを聞いている中で、今年あと1年で処分場が受け入れを止めるという事は、これは非常に、美深町としてゴミ問題を考える、良いきっかけではないのかと思っているのです。というのは、これまで美深町も色んな取り組みをして、僕が聞いた中では、リサイクル等色んな取り組みは、結構できているのだという回答も伺ったこともありますし、私もそう思っておりました。その中で、では、どのくらいのことができていいのかと、色々調べていたところ、ある調査で、それぞれ北海道の172市町村のリサイクル率というものを記したデータがございます。美深町は、リサイクル率、これはおそらく総数ゴミの総量とリサイクルをした容量との単純な比ではないかと思うのですが、美深町は24.3%。これは172市町村中82番目であります。そういうデータを元に、では、1位はどこでどのくらいの数字になっているのかと調べたところ、1位は白老町であります。一応、その数字というのが82.9%。これはすごい差があるので、びっくりしたわけなのですけれども、では、今回、広域で同じような枠の中で処理を行う下川町は、どういう実態かと、下川町は51.4%で172市町村中11位、このくらいの数字が出てきました。ただ、これはあくまでも%でありますので、実際、どのくらいのゴミの量が出ているのかということで、町民一人当たりどのくらいの割合になるのかということで見てみると、美深町は350キロ、年間にそのくらいの量になります。下川町はどのくらいかというと、300キロ。この50キロの差というのが、午前中にもあったように、色んなところで差になっているのではないのかと感じる訳ですけれども、進んでいる取り組みだと思ってはいたのですが、まだまだ美深町も改善の余地があるのではないかと感じた

ところであります。このことをしますと、まだまだ美深町も減量の可能性が残ると考えております。午前中でも、町長の話の中で、これは1人1人の町民の生活と関わる部分だという話がございました。処分場が閉鎖になって、何かと負担が増えるのではないかという心配をしている声も聞こえる中で、何もしなければ、負担が増えていくというのは事実であります。ゴミの減量というものは、長期的に町民の軽減負担にもつながることだと思いますし、実現には、町民の理解と協力が当然、必要なことありますけれども、これをきっかけにゴミ問題を意識して、環境に配慮した生活や行動が求められていけば、ゴミの減量というものが達成できるのではないか。そのためには、午前中にもありましたように、目標設定というものをやはり設定する必要があるのではないかと思いますけれども、これだけの実績を上げてきた町民ですから、そういうものに関しては、おそらく可能性を持っているのではないかと考えるわけでありますけれども、ゴミの減量に関して、町長のもう一度、再度の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご答弁を申し上げたいと思います。ゴミの減量、そしてゴミのリサイクル、そして、それぞれの町のリサイクル率と言いますか、そういった部分についてもお話を頂いたところでございます。御案内のように、まずゴミというのは、家庭ごみ、事業系ごみ、更には産業系ゴミ、炭化ゴミ、資源ゴミと言われる部分、色々あるわけであります。そういう中で、下川町は50%程度、更に白老は82%ですか、そのくらい非常に高い実績があるのかと。更にうちとしては24.3%、これはリサイクルゴミを指しているのだと思っておりますけれども、リサイクルのやり方として、細かく分別しているわけであります。なお一層努力をして、努力をするということは町民個々が行政の努力もそうでありますけれども、町民が非常に努力と言いますか、手間暇のかかる話でありますので、その辺のことを啓蒙しながら、資源ゴミでありますので有効活用に向かって努力をして参りたいと思っております。これは資源ゴミと言いますか、そういう部分でありますので、非常に環境の循環型と言いますか、そういう部分では資源でありますので、大事な位置づけをしながら努力をして参りたいとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そういう資源、環境の面からも、まだ努力する余地があるのではないかと思っていただければ、何らかの形で、その目標設定等、取り組んで頂ければと思います。それと、処分場が遠くなることによって、これに関しては一般ゴミですね。一般ゴミに関しては、処分場が遠くなるということで、美深の町民においては、そのことがきっかけで町中の整理整頓ですか、不法投棄が増えるなんていうことは考えられない

とは思っておりますけれども、一般ゴミの袋に入らない部分、粗大ゴミ等の収集もあるようすですけれども、それらに関しては今後、現状によっては工夫が必要になることも考えられるのかなと、ちょっと心配をするのですけれども、この辺に関しては、まだまだこれから、来年の話ですけれども、これあたりも踏まえたことを念頭におきながら、頭におきながら、今年1年どのようにしていくのかということも、検討材料の1つとして考えていく必要もあるのではないかと思いますけれども、この辺に関しては町長どうお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 広域によって一般ゴミの運び先が変わる、そして少し遠くなる、そういう懸念がゼロではありませんけれども、若干あると。ただ、それほど遠くなるわけではありませんので、車で運ぶわけでありますから、それほどの距離にはならないのかと。ただ、料金の問題が今後の課題として出てくる、広域でありますから、それぞれ町村によつて今、料金が少し変わっております。そこで、広域になることによって、やはり名寄市がほとんどでありますから、それに近づける努力というか、同じにするというか、そういう議論をこれから展開して行かなければならぬと。それほど大きな額ではないと考えておりますけれども、そういう努力をこれから町民と共に議論をしながら、決めていかなければならぬ、こういう作業があると思っております。その部分だけは懸念がないわけでありますけれども、広い意味では広域料金の課題はありますけれども、広い意味では大きな問題は出てこないだろうと。広域によって、逆にその負担をどうするのかという話もあるわけでありますけれども、その辺の議論はして行かなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） おそらく、その辺の具体的なことというのは今年1年を通して進めていくのではないかと。そういうことの懸念もされる部分として課題として持っておられるようありますので、今後の交渉に期待をしてみていきたいと思っております。次の質問で、有害鳥獣の関係で、鹿が圧倒的に多いわけです。200頭前後、町内では処分されてそれをどうするのかということで、今後の計画は、先ほど伺いましたが、一時的な計画は伺いましたが、その中で鹿の活用も検討の1つというような話もありましたけれども、町内ではなんとか鹿の活用をできないかということを考えておられる方もいらっしゃいます。鹿は捕獲直後に、すぐ血抜きをして、2時間以内には食肉施設等に運んで処理しなければ、食用としては利用できなくなってしまうと言われております。鹿は有害鳥獣となっておりますけれども、美深で捕獲されたものというのは、立派な地場産品でありますし、この地域から生み出される大事な資源というように考えれば、有益な動物となることも考

えられるわけですけれども、具体的にそういういた食肉施設等、食肉処理施設等、解体施設ですけれども、そういうものというのは、検討されたことというのは、あるのか。あるいはそういうものがあって、活用が考えられるものがあるのであれば、検討する材料となるのか、どうなのか。その辺を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 鹿の部分の資源と言いますか、活用と言いますか、そういうご意見が今あったわけで、考え方を質されたわけでありますけれども、正直言って具体的な検討はしておりません。ただ、色々聞いている段階において非常に難しいと言いますか、課題がたくさんあると思っていて、なかなかこれに取り組むような状況にはなっていない。費用等の問題もあるし、我が町のそこに運ぶ体制の問題、そして獣友会の課題、色々あるわけであります。非常に難しいと。そこで、具体的に構想と言いますか、具体的な検討には、まだ至っていないと、難しいと。従って、これは無理だと、そのような状況で位置づけております。ただ、先ほど申し上げたのは、近隣で、近隣と言いますか、近場で、例えば中川町のようにやるところもあるようありますから、そういうところで希望されて、更には、こちらからも持ち運び等々も含めて、出来るのであれば、そういうことも考えていく必要があるのかと。ただ、非常に難しいことである。距離的な問題もありますし、持ち込む場合であっても、条件が非常に厳しいわけで、なかなか大変であると思っているところでございます。最初に議員協議会でも申し上げたと思いませんけれども、冷凍してストックした物をどこに運ぶのかと。そのことについてはすでに協議会等で申し上げておりますので、ご理解をいただいているのかと思っております。そこで、話の前段に戻るわけでありますけれども、ゴミの関係でありますけれども、広域の関係であります。広域のゴミ処理の関係は広域行政でやっているわけでありまして、機械も設置されて、議員さんも出していただいておりますので、そういうところでの議論等も今後あるのかと思っておりますので、そういうところも通しながら議論を深めてもらいたい。深く考えてもらいたいと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、新エネルギーの推進の中で、午前中の話で、町長は課題が多く難しいと、そういう回答もしておられました。確かに私もそう思います。ただ、やはり何かをしていかなければならないという思いはあるわけですけれども、そんな中で、事業の1つとして計画していた恩根内のバイオマスボイラー事業が、計画、ボイラーの変更をして、それを取りやめたという報告があるわけですけれども、これは確かに残念なことの1つではあるとは思うのですが、計画が甘かったのではないかとか、色々な指摘もあ

る反面、最終的には、これまで通り、計画を進めるのは果たして町長のためにどうのかという判断の中で断念をしたと理解をしているわけですけれども、最終的にはそれも含めて、町長が判断した部分だとは思うのですが、私は、バイオマスボイラー自体が、こういう結果になったのは残念なこととは思いますが、こういった判断をしたという事は、賢明なことではなかったかと思っております。まして、その判断をした町長に、どう思いますかと聞くのも変な話なのですけれども、こういう判断になった経過も含めて、町長が最終的に、よし分かった、といった考え、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 恩根内のバイオマスボイラー導入に向けて色々と構想を練りながら、道なり、国なり、色々と協議をしながら進めてきた経過があるわけであります。しかしながら、どう見ても、こういう事業等々に載せるのには、かなり難しい要素があると。色々な地域事情ですか、諸々検討をすればするほど、ボイラーそのものが少しずつ小さくなって行かざるを得ないと。そういう絡みもありますし、国の事業なり、道の事業に載せるということについては、非常に課題があると。そういう諸々、そして、バイオマスボイラーではなくて一般のストーブと言いますか、灯油ストーブと言いますか、そういうものを導入すると費用対比の部分で相当な開きがあると。相当というより、10分の1以下。そういう諸々を考えていくと、今、無理して町の単費になんでもやるかと。そういう1つの議論もあるわけでありますけれども、それほど無理して行く必要はないのかと。褒められることではないのですけれども、計画断念でありますから、褒められることは無いし、ましてや1年も2年近くも、我々もそこに労力を傾注しながら努力をした結果でありますから、なんとかやる方法は無いかという議論もしたわけでありますけれども、総合的な判断として、今の時点では止めると、そういうところに結びついたものであります。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） ありがとうございます。そういう判断ということが、今回、総合的にしたということは、非常に色んな事業をする中においても、計画をしてしまったからとにかく進めなければならないということばかりかと思ったら、そうでもないような判断を聞いて、非常に安心をした部分もないわけではないわけでありますけれども、ただ、新エネルギー事業の1つがなくなったということで、これに代わるもの何か企画していく必要がないのか。その中で、公共的に使うものに関しては、大規模なものになると当然、今回のような話も出てくると。そういった中で、民間に期待をするような話もあったわけですけれども、なかなか町がうまくいかない物を民間がどれだけできるのかというのは、疑問があるところでありますけれども、もっと小型のボイラーとかいうことも最近出て

いるようで、そうなるとまた、違うような側面も出てくるのかと思うわけでありますけれども、民間に期待するのであれば、今、ある制度だけではなくて、何か導入に向けて、きっかけができるような、バイオマスボイラーもっともっと小型の物、あるいは廃材を使ったボイラーとかというのも当然あるわけで、その辺が本当に使えるのかどうなのかということを含めて、何か色んな情報、民間の中でもやってみようかという情報提供もやはり必要になってくるのかと。そうすれば、民間の方からも違った形での新エネルギーというものが生まれるのかと思うのですけれども、その辺に関しては、町長は検討したことがあるのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この頃の傾向として、民間が非常に先行して取り組んでおられると思っております。また、具体的にそれも出てきていると思っております。というのは、木材を利用した住宅を建てたり、更には、その木材をかなりのウェイトにしていたり、そういう面があります。ただ、地元では木工事を含めて、そういう方向にきちんと向いているかと、その辺の課題、難しさもあるわけであります。しかしながら、住宅の中で薪を周年利用としているという、ボイラーまではいきませんけれども、昔とは違うのですけれども、ストーブをかなり普及していると。そういう方々も何人かおられますし、聞いてもいるわけであります。方向としては、エネルギーの確保と言いますか、新エネルギーの部分、そういうところにみんなそれぞれ民間は民間として、行政でももちろん主導して応援をしたいと思っておりますけれども、それはそれでそういう方向を向いて努力されているのかと。いい傾向が出てきていると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 次に進みます。高齢者対策の中での免許返納の件についてお伺いをいたします。先ほど、町長は、運転免許を返す、返さないというのは個人の判断による部分で、町がそのことについて、というお話があって、確かにその通りだと思います。その中で本人よりも、例えば家族の方から心配になった場合にどうするのだというようなことも現実に出てきていると考えていたわけであります。今回の質問の中で取り上げようとして、色々と調べておりましたところ、昨日、平成29年3月12日に改正道路交通法というものが施行されました。この中で行きますと、75歳以上の運転者は、これまでの更新の時だけ受けていた認知症機能検査について、改正後は認知機能が低下した場合に起こしやすい一定の違反等をした場合は、次の更新時の3年を待たず、臨時高齢者講習を受けなければならない。その臨時高齢者講習というものの中には、医師から臨時認知機能検査で認知症の恐れがあると判断された場合には、すべて医師の診察を受けて、証明をしなけ

ればならないと。その段階で認知症と判断された場合には、免許の取り消し、またはそれに従わなかった場合は処分等が発生するということで、これまでには、本人の任意ものが、条件が当てはまれば免許が更新できなくなって、取り上げられてしまうというようなことが、現実に昨日から施行されたことになっております。他の町村でも様々な支援策として、道内で 23 市町村、昨日現在でそのくらいのものが色々な対策を立てているようではありますけれども、対策内容は様々です。その中で、美深町がやっているフレンドバスですとか、そういう移動交通手段というものが、そういう物の受け入れとして機能するかどうかということも含めて、やはり検証が必要ではないかと思っております。そういう点で行くと、そのことを高齢者対策の支援の 1 つとして組んだ町村もありますし、美深町は、それを有効に使うというのであれば、検証した上で、更に良いものとして、安心して免許がなくなっていて生活ができるという環境を提示するということで、使えるのではないのかなと思うのですけれども、その辺に関してはどう検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、おっしゃられた部分、法律的と言いますか、法の施行があるようありますから、正直言って具体的な検討はしておりません。従いまして、今、言われた部分等々を参考にしながら、これから課題にして色々勉強させていただきたい、このように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6 番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） これからの課題として、していなかったものをしていくということなので、これに関しては、今後の動きを注視していきたいと思っております。最後は、松浦武四郎の関係のことで、これは教育長にも合わせてお伺いをしたいと思っております。先ほど、まだまだ武四郎のことに関しては、こういうものがあるけれども、美深町単独ではこういうことをしていくのだというものを具体的にはまだ決まっていないというか、これから考えていただけるものかどうかも含めてお伺いしたいと思うのですけれども、天塩川流域で一番特徴的なことと言えば、北海道命名の地がここにあるということです。音威子府の猿島でアイヌのあいとの話から、蝦夷地を北海道とする案が出てきたとされています。明治政府は武四郎に名称案を求め、6 案の中から 1969 年 8 月 15 日に太政官布告で北海道と決定したというように残っております。それからちょうど 150 年経つということになるわけですけれども、美深町では小車内のアイヌ、アエトモの生活の様子や天塩川の語源のテッシの話、チョウザメの話も出てきます。その中で、エカシは 10 人の子供がいたが、働き盛りの子供は皆、浜へ連れて行かれ、妻と幼い子と生活をしていた。エカシは目が病気で見えなくなり、妻も山の木の枝で左目を負傷していた。貧しく苦しい生

活にも関わらず、妻子のない武四郎の身を案じ、武四郎はエカシの心の優しさに大変感激したということがあります。その他、天塩川流域各地には多くのエピソードがあり、アイヌの話や生活の様子、地名・動物・植物など多岐にわたり筆で帳面に書き残しております。絵の才能もあった武四郎は、挿絵を交えながら記録を残し、探査を行っておりました。武四郎を知る者にとって、筆と帳面というものは武四郎とセットのようなものであります。その筆と帳面をモチーフにした記念碑が、この美深町にはあるわけです。武四郎のもつ、この物語性が人々の関心を引く大きな可能性を秘めていると思っております。武四郎の関心が高まれば、当然美深町にそういうものがあるということになれば、目を引くものではないかと。こういった物語を町内外への発信をし、知ってもらえるような取り組み、これを美深町では具体的にすべきではないかと思っております。この辺に関して、どう思われるか、お伺いしたいと思います。町長と教育長、それぞれからご回答頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、武四郎の足跡を辿っていた中でのお話と言いますか、その中で、そういったものを1つの題材として作っていく、そういったストーリーを持たせてPRをしていくということは、1つの自助だという提案を頂いたような形になります。言われる通り、温泉の所にもそういった石碑を作っておりますし、チョウザメの話もそうですし、天塩日誌の中で色々と書かれている部分、その通りだと思っております。そのことを今すぐしていくかどうかということありますけれども、今、1つのご提案として頂きました。これは、もし、そういったものを考えていくとするのであれば、教育委員会もそうですし、また、それぞれ地域の方で活躍されている方々もいらっしゃいますから、そういったトータルの中で、1つの取り組みとしては考えるものの1つではないかと思うわけですけれども、いずれにしても生誕200年に向かって、全体の事業として、どういうものが組まれていくのか、そういったものをしっかりと見せて頂きながら、その中で教育委員会の中で出来るものは何であるか、ということを見極めていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 松浦武四郎さんがこの地に北海道命名の地があると。この地といつても隣の音威子府にあるわけでありますから、そのことを我々も知ってはいるし、松浦武四郎さんが道内各地をそれぞれ探索されたわけでありますけれども、しかしながら、この地が非常に気に入っているというか、本当に色んな文献も含めて残されているということも承知しておりますし、同時に、また、この天塩川流域と言いますか、天塩川を中心とする広域の市町村が非常に松浦武四郎さんを高く評価して、勉強しながら、言ってみれば北海道150年であるとか、武四郎が生誕200年であるとか、また我が町の12

0年の中でどう位置付けていくか、それぞれ検討を加えている段階であります。そういう段階にあって、このまま、生誕で200年、北海道150年、そういうところとは離れて、その以前に私も向こうへ行った時に、松阪市を訪れてきた、前の段階でありますけれども訪れてきたわけで、旧武四郎館等々も見せていただいて、更には、その名誉館長と交流も深めたせていただいてきております。そんな状況があるわけであります。その北海道の動き、更には沿線の動き等々を察知しながら、松阪市の市長が新しく変わっているのですけれども、市長が新しく道庁を訪問したり、沿線のこちらを見に来たりしております。松阪市は、松阪市で生誕200年をどう迎えたらいいかを模索している段階であります。そういう段階があって、北海道は北海道として、どう位置付けていくか。そして沿線は沿線でどうやっていくかということでありますけれども、道内の動きとしては、天塩川流域と言いますか、この辺が1番抜きん出て、この事業に積極的に関わるということだけ申し上げて良いかと思っております。そこで、道は、映像文化の時代でありますから、映像的なものも作れないか、残せないかとそういうことも検討に入っているような状況もあります。ただ、まだ具体的にどうする、こうするというのは、まとまってはいない。天塩川流域といいますか、そういう中では、漫画と言いますか、絵本と言いますか、そういう物を作れないかとか、そういう議論も進んでいます。すでに松阪市にお邪魔した我々の同僚の話を聞きますと、松阪市は松阪市で絵本といいますか、漫画を持っていると。教科書の副読本にも使っているという話も伺っておりますので、こちらの部分、更に作ることが可能かどうか、そういう諸々のことがあると思っているわけであります。色々あるわけでありますけれども、120年の中で武四郎の命名と言いますか、冠をつけた事業が、私どもの町として、どれだけできるかというか、たくさん出来ることは思ってはいない、1つか2つ、出来れば良いくらいかと思ったりもするわけですけれども、一応、流域としては、テッシ・オ・ペックの賑わい創出事業の中で、カヌー下りですか、あれを大々的にやろうと。そういう計画にもなっておりまして、民間のお金といいますか、財源というものもあてにしたり、道の補助金と言いますか、交付金も作ってくれと、こういうことにして全てこれから秋までの段取りになってくるかと、そのように今、考えている状況であります。色々あるわけでありますけれども、これから、今後の交流も含めて考えなければならない、こういう状況であります。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 武四郎は6回、北海道に来ている中で、この地に来たのは1回だけ。5回目の1回だけということなのですけれども、そういう中で、北海道各地でそういう動きが来たときには、天塩川流域は大丈夫かという心配があったところでありますけれ

ども、今の町長のこの地域の取り組みを聞いたところによると、多少、期待して良いのかと思ったところではありますけれども、まだまだ他の地域もこれから色々なことが出てくるかもしれませんけれども、その中で町長が今、例えば絵本を作るとか、例えば絵本といえば他の町の話ですけれども剣淵は絵本の里で、天塩川流域は、そういう意味では色々なことで連携して繋がれるのかなと思ったところでありますけれども、よそのものをしっかりと立てながら連携を取っていくと、美深にあるものもしっかりと、また立ててくれるのではないのかなと期待もするわけでありますけれども、それも含めて町長が言っているように、美深だけではなく天塩川流域で連携した取り組みの中で、この位置付けをしていきたいということですので、是非ともそういう機会に、天塩川流域のことも踏まえながら、美深のPRも含めて、ご活躍をしていただきたいと思う次第であります。そして、教育長の方から総合的に色々判断しながら、という話もあったのですけれども、これに関しては、おそらく今年、来年はもう当年ですから、該当年ですから、色々な取り組みができる今年というのは、すごく取り組みやすい年、PRをしやすい年ではないかと。来年もそうでしょうけれども、来年に向けての今年というものは、すごく貴重な年ではないのかと感じるのですけれども、そういうことも含めて、積極的に取り組んでいこうという感じが受け取れるような発言があると非常に安心なのですけれども、その件に関してはどうお思いでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 決して消極的に考えているつもりではないのですけれども、このように、こういった場で松浦武四郎生誕200年に向けてという議論がされるだけ、地域として関わりの深い地域なのだということを今、議論を聞いていて、改めて感じていたところなのです。そういった中で、北海道をはじめ流域の中で色々な事業展開をされる、ただ、そこら辺の様子というのは、残念ながら私共充分に承知していないわけですから、そこを差し置いて、どうのこうのというお話ができないものですから、そういったお話が全体として作り上げられて、その中で教育委員会も一役を担っていくのだとすれば、積極的に関わっていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 追加して喋る事でもないのかと思っていますけれども、知事も非常にこの辺の地域の動き、更には天塩を含めた沿線の動き等々を非常に気にしておられます。そして、道が150年になる、そして、松阪市が武四郎の生誕200年を迎えるということで、三重県の知事とどういうコンタクトを取れるかとか、そういうことまで心配をされております。そして、先ほど申した松阪市の漫画と言いますか、絵本と言いますか、

そういう中に我が町の遺跡と言いますか、詩が残されているのですけれども、それも写真として絵本に載っております。美深町ときちんと書かれております。そういうところまで私も知っているつもりでありますから、どちらかというと、流域の中で色々相談することありますから、具体的に教育委員会も少し絡む話でもあるのですけれども、積極的に、積極的というか1連の事業の中で、これを消化して行かなければならぬ。ただ、わが町として、あまり単独で突出すると、流域の関係がうまくいきませんので、それはそれで考えていくこなければならない、このように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 色々と私の知らない話も教えていただいて、ありがとうございます。あとですね、教育委員会の中では、資料館を今年、改装するということで、午前中にもあった中で、壁だけ綺麗になったって駄目ではないかという話もあったのですけれども、中身的にも、武四郎コーナーが小さいですけれども、その辺の充実あたりが充実すること、そのことが必ずしも今、町長が言った、美深町だけが突出するという事にはならないとは思いますけれども、そういったせっかくの改装にあわせて、そういったコーナーの充実ですとか、確かにずっとおけるものではないかもしない、そういう中で、是非ともそういう機会も捉えながら、町民へのPRの一役として、この武四郎というものから、また美深のことを知ってもらう良い機会として頂ければと思いますけれども、このことを先ほどと同じ、再度、似たような質問になりますけれども、教育長の話を聞いて、質問を閉じたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、資料室の一部リニューアルに関わって、そういったことも考えるべきであるという質問を頂いたところでございます。先程の答弁の中で、私の方からも、町長の方からも、生誕200年に関わって、武四郎をひとつのテーマとして展示が出来ないかということを1つの考え方として持っているということで、お話を申し上げました。このことは、先ほど流域全体に関わってどうのこうのではなくて、うちの町として進めて、何ら影響があるわけではないですから、そういったことを進めていけないかということを考えております。それに関わって、また色々な事業展開ができるのか、どうなのか、そんなことをしっかり考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の一般質問を終わります。これにて一般質問を終了といたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。14日及び15日は新年度予算案審査のため休会としたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって14日及び15日は休会とすることに決定を致しました。

以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会といたします。どうもご苦労様でした。

平成 29 年第 1 回定例会
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 29 年 3 月 16 日)

◎議事日程（第 3 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 15 号 委員会報告 平成 29 年度美深町一般会計予算
- 第 3 議案第 16 号 委員会報告 平成 29 年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 17 号 委員会報告 平成 29 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 5 議案第 18 号 委員会報告 平成 29 年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 19 号 委員会報告 平成 29 年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 20 号 委員会報告 平成 29 年度美深町下水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第 21 号 委員会報告 平成 29 年度美深町中央簡易水道事業会計予算
- 第 9 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9 号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 11 議案第 10 号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 11 号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第 13 議案第 12 号 美深町新規就農者に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 13 号 美深町給水条例の一部改正について
- 第 15 議案第 4 号 平成 28 年度美深町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 16 議案第 5 号 平成 28 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 17 議案第 6 号 平成 28 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 7 号 平成 28 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 19 発議第 1 号 特別委員会の設置について
- 第 20 議員派遣の件
- 第 21 承認第 1 号 閉会中の所管事務調査の申し出
- 第 22 議案第 22 号 平成 28 年度美深町一般会計補正予算（第 8 号）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	3番 和田健君
4番 中野勇治君	5番 荒川賢一君
6番 藤原芳幸君	7番 岩崎泰好君
8番 諸岡勇君	9番 齊藤和信君
10番 南和博君	11番 倉兼政彦君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 川端秀司君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育長 石田政充君	教育次長 玉置一広君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 羽野保則君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長 羽野保則君	事務局係長 神野勝彦君
------------	-------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。本日、長岐君から、欠席の申し出が出ておりますので、それを受理しております。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

はじめに、予算特別委員会が、休会中の14日と15日の2日間の日程で開かれ、付託事件の平成29年度予算案7件についての審査を終了し、委員会報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。

次に、追加議案について申し上げます。議会側から発議1件、議員派遣の件1件、承認1件の合計3件です。

次に、休会中に受理した報告書について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書の1件で、お手元に写しを配布しておりますので、ご覧いただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 会議を始める前に、少し寒気がするというような方もいましたけれども、室内の温度は良いですか。もう少し上げますか。事務局の方に聞いたら、これ以上は上がらないそうです。我慢してください。それでは会議を続けます。

◎日程第2 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算までを一括議題といたします。平成29年度各会計予算案7件は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託しておりましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について、委員会の審査の結果について、委員長から一括して報告をお願い致します。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 平成29年度予算案に係る審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。本特別委員会は3月3日に付託されました議案第15号乃至議案第21号

平成29年度美深町一般会計予算ほか5特別会計予算ならびに中央簡易水道事業会計予算について、14日及び15日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。審査の結果につきまして一括ご報告申し上げます。議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第16号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第17号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第18号 平成29年度美深町介護保険特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第19号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第20号 平成29年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。平成29年度各会計予算の委員会審査にあたり、各委員から指摘のあった事項等については、研究・改善に努力され、今後の予算執行にあたり充分、留意していただくことを理事者側にお願い申し上げまして、報告を終わりります。

○議長（倉兼政彦君） 委員長報告は、議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算から議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算までは、原案可決すべきものとの報告です。予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成する委員会です。したがって、質疑・討論を省略し、採決を行います。この採決は起立を持って行います。まず議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第15号 平成29年度美深町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次、議案第16号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第16号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次、議案第17号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について、原案

のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第17号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次、議案第18号 平成29年度美深町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第18号 平成29年度美深町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第19号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次、議案第20号 平成29年度美深町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第20号 平成29年度美深町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次、議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第21号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから議案第8号について質疑を行います。ありませんか。特段、質疑がなければ終了いたします。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第8号について採決を行います。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第9号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第9号について採決を行います。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第9号 美深町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第10号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。質疑なしと認めます。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第10号について採決を行います。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第10号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例及び美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第11号 美深町介護保険条例の一部改正

についてを議題といたします。これから質疑を行います。ございませんか。別段、質疑がないようですので、終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第11号について採決を行います。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第11号 美深町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第12号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 今回の新規就農者等に関する条例の関係ですけれども、議員からも指摘があつての改正ということで、一定程度の評価はするのですが、まず、その就農計画認定委員会の構成メンバー、それから旧条と比較して、認定する最終判断が町長から認定委員会に任せられたという理由について伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問のあった認定委員会の構成です。メンバーは合計7名、美深町長、副町長、そしてJA北はるか組合長、そして農業委員会の会長、普及センターの支所長、そして農用地の利用改善事業連絡協議会の会長、そして土地改良区の理事長、以上、合計7名となっております。そして、もう1点ご質問がありましたけれども、今回この条例改正にあたりまして、文言を一切変えようということで、当初、町長が認めたものについては、ということになっておりましたが、今回、様々な見直しをかける中で、この認定委員会が責任を持って認めたものについては就農を認めていくというような流れに変えています。

○10番（南 和博君） すいません、構成委員をもう一度、お願いします。

○議長（倉兼政彦君） マイクを自分の方へ向けて。

○農業グループ主幹（桜木健一君） はい。構成委員、合計7名で、美深町長、副町長、JA北はるかの代表理事組合長、そして農業委員会の会長、上川北部農業改良普及センターの支所長、そして美深町農用地利用改善事業連絡協議会会长、そして最後に美深町土地改良区の理事長、以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） そういう7名の広い知見の中で認定をするということなのでしょうけれども、いわゆるその単身者なり、今までより少し壁を低くしての就農受け入れということなのでしょうけれども、その中で、大事にするポイントという、審査するポイントという部分があると思うのですが、その辺は、ある程度の要件があると思うのですけれども、いわゆるポイント制で認定するのか、それとも違う部分で認定するのか。その辺の審査の基準の内容というか、その部分がどういう判断のものがあるか、聞かせてほしいのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 審査にあたっては、美深町の営農累計、これをベースにしておりまして、その審査のポイントにつきましては、まず、資金計画、そして労働力の確保、地域の協力体制、これが1番重要な3ポイントかと思っております。特に単身での就農の場合は、この労働力の確保、これが1番重要になってくると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 自分で提案しながら、こういう質問も何かと思うのですけれども、例えば、単身者がこれから就農するという背景においては、ある程度の保証的なものが必要ではないのかと思うのですけれども、最後の方で地域の協力という話もありましたけれども、この辺を地域の協力というのは、なんとなく概論的な感じで聞こえるのですけれども、その辺の部分というのは、僕は、もう少ししっかりしたものを見件の中に、厳しく言ったり、甘く言ったりするのですけれども、そういう部分というのは、正直、大事かと思うのです。確かに人格的にすごくいい子だという部分もあるのですけれども、やはり、その色んな本人の資質というか、前後左右があるので、そこら辺をしっかり補完するような部分を審査の中に加えて、お互いに守ってあげる、守られるというものを審査の中にしっかり入れないと、確かに新規就農者をたくさん増やすということは大事なことなので、なるべく皆を受け入れたいという気持ちはあるのですけれども、逆に言えば、その地域の既存の農業者の関係もあるので、その辺をどのような括りで捉えられるのか。この7名の知見の中で判断するのだという事かもしれないのですけれども、もう少し、しっかりとマニュアル化したようなものがあっても良いのかという気もするのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問の本人の人格等の判定、もしくは地域の協力体制をどのように補完するかというか、担保するのかというような話でございますが、新規就農にあたっては、事前に2年間の研修期間がございます。その中で、それぞれ地域を

含めて、色々学ぶ、研修をしていくということになりますので、その中で一定程度、人格ですとか農業の技術、そういうものを磨いていくことは出来るかと思っておりますし、この認定に至るまでの間に、それぞれ単身での就農が可能な人なのかどうなのか、そういう人格についてもある程度、計ることは出来るのではないかと思っております。認定委員会の7名のメンバーで最終的には判断していくということにはなりますが、その事前に、美深町の担い手推進協議会の方で充分、就農計画等を含めて検討を重ねていきますので、これについては、問題なく出来るかと担当としては思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） このような形の中で、過去に、配偶者がないけれども新規就農につきたいという例が過去に何例かあったものなのか、それともう1点、今回の柱の、もう1つの柱の中で、生活環境整備補助金という対象の中で、新規就農予定者は、仮に今、住宅は自分の住宅ではないのですけれども、借家を借りていると。その借家が、生活環境上、もう少し改善したいという時であれば、借家にも、この直したいという方が出たときには、どのような対象を考えているのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） まず1点目、過去に単身での就農の事例があったかどうかということですけれども、就農時点では、皆さん結婚されていましたり、もしくは18歳以上の労働を確保して就農に就いているので、単身という事はないとのことです。もう1点、就農される方が借家に入っている場合の改修ですけれども、借家の場合の改修というのは持ち主が行うものなので、この条例に基づく改修というのは想定しておりません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 2番目の生活環境整備については理解しました。ただ、最初に聞いた中で、単身者でも新規就農に就きたいというような形の中で、町内でも就農されている方がおられたのではないかと思うのですが、過去にそういうのは、1件もなかったという判断でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 草野農務課長。

○農務課長（草野孝治君） 過去といっても、何十年前までは把握していないのですけれども、新規就農予定者になりたいということで就農相談に来た時に単身だった方はいます。その後、条例上は、就農時までに配偶者ですとか家族が必要だという、当初の条例でしたので、それまでには奥さんをもらったりですとか、といった例はあります。あと、直近では将来新規就農に就きたいという形で、農業体験実習生から生産農家の方へ従業員という形で将来、就農したいのだという単身者がいました。その方は、条例が改正されなければ、

配偶者をもらうか、家族を連れてきて就農するしかなかったという部分もございますけれども、今後今回の条例改正で、そういう相談者が増えてくる可能性は充分に持っています。というのは、全道的にも単身就農を認めている自治体は本当に数少ないという状況になってございますので、今後、相談案件が増えてくる可能性がありますので、ますますそういう人間性ですとか、人柄を就農に向いている方を、いかに見いだしていくかということにかかっているのかと思ってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。別になければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第12号について採決を行います。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第12号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第13号 美深町給水条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 今回の給水条例は、資料にあるように北部簡易水道事業の区域が広がると。特に農業地帯の部分が入るということでの改正と認識しているのですが、現状の改正前の給水量で、農業関係の最大供給量の量はどれくらいあるのか。それから、今後、供給先の範囲が広くなる中で、対象となる農家さんの中で、どれくらいの量を使うかという想定をどのレベルで持っているかを聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 各給水組合の方から、年間の使用水量を出していただきまして、それをこちらの方で、だいたい1人、生活には何トン使うかという基礎がありますので、それに合わせて、まず生活の方を出しまして、後は農業用で大体、牛舎なら何トン使用、トラクターというか農機具を洗車するには、このぐらいという基本の数量から算出しております。最大の水量につきましては、各組合から出していただいております水量で確認、聞き取り調査をさせていただいております。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今までの各組合の聞き取り等でいきますと、最大でも月当たり 60 トン未満というところでございます。そうすると今、提案している所でいくと農業 1 種が最大くらいの料金かと想定しております。

○議長（倉兼政彦君） 10 番 南君。

○10 番（南 和博君） 現状ではそういう想定なのでしょうけれども、これから範囲を見ると、かなり畜産関係の地帯にも入ってくるので、そういうことを想定すると、いま農業 2 種で 61 立米以上、もう 1 段、頭数で言ったら、あまり細かい事は言いませんけれども、頭数のかなり大規模になると、こんな数字では軽くクリアすると思うのです。そういう、もう 1 段上のものを想定しながら設定するということを考えるべきではないかと思うのですけれども、実際、北部の方の供給が、平成 32 年ぐらいになるので、なかなかつかみ切れないとは思うのですけれども、そこら辺も、せっかく全町にわたって、こういう水道施設になるわけですから、しっかりと現状を把握しながら、料金設定なり、立米数の設定を見直すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今回の条例改正の提案に先立ちまして、個々の農家の方に聞き取りをした結果、実は相当な、特に牛の関係でいくと相当な頭数を飼っている方がいます。そういう方について聞き取り発した結果、今、地下水を使っているということなので、今後もどうするかということを聞いたときには、地下水をまた運用していくということなので、そうした場合には、今のところでいくと 60 トンを超えないという想定の下で北部簡易水道の料金体系を運用していくのではないかという今回の提案でございます。

○議長（倉兼政彦君） 10 番 南君。

○10 番（南 和博君） 聞き取りもしていますよという話ですけれども、そうは言ひながら、緊急的な場合も出てくるのかなと思うのですけれども、それが例えば今ボーリングをして地下水を引っ張っている所が枯渇するとか、そういう想定もあると思うのですけれども、そういう緊急的なもの、また、その緊急が永続的なものになる場合は、その時に判断できるというキャパを持つような考え方の認識でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 現実的にも実は町内で一般家庭でも漏水等が発生さときには、その都度、その対応方法について全額取るとか、過失が個人のものが大きいということであれば、そういう対応はできないのですけれども、ほとんどが設備による、例えば水抜き栓による故障ですとか、そういうものについては臨機応変な対応をしておりますので、やはり地下水が枯渇して出なくなつたという時については、色々な調査を含めまして、

一定程度の対応をする期間を設けなければならないということで、引き続きそれは今の中
央簡易水道の状況の他の部分と同じような臨機応変な対応をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。別段なければ質疑を終了いたします。こ
れから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第13号について採決を行
います。議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第13号 美深町給水条例の一部
改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第4号 平成28年度美深町一般会計補正
予算（第7号）を議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 歳入についてお伺いしますが、12頁の物品売買収入の中で、1
23万3,000円の物品売買の収入がございます。説明によりますと消防が所有してい
た特殊車両といいますか、その物件だということなのですが、この販売方法はどのように
されたのかということをお伺いしたいと思います。結構な大きな金額で売れたこと
で。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） これにつきましては、公売という形で入札をさせて
頂きました。その入札をした中で、こういった特殊な車ですので、非常に興味があるとい
う方が、こういった金額で入札をしたという結果になっております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） インターネット等によるオークションとか、そういう関係ではな
いのですか。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） インターネット公売という形ではなく、一般に公示
をして、入札を募るという形です。ただ、ホームページ上では公売しますというようなこ
とで掲載して、広く入札者に周知したという状況です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） ホームページの利活用もさることながら、このような車両に意外な価格がつくのだということも逆に解ったところなので、色々な形の公売にあたっても今後、こういった公売の情報を、全国的に公売を知らせるような、例えばインターネット上で色々やりますとか、それらについては、今後のことはどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 町が公売を行う場合、想定されるものとしては、長く使用してきた車両というのが特に多いわけですけれども、その場合は10年とか、20万キロくらい走っているような車が多いので、そういうものを公売するときには、それほど広く周知するという事は考えておりませんけれども、たまたま、このウニモグ、というのは、全国的にもマニアがいる車両だったということになっておりますけれども、こういったものを公売する例は、今後において、それほど想定されないものですから、直ちにそういうものを検討するという状況にはありませんけれども、今後そういうものが出てきた場合には、考えてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 1点だけ、17頁の美深アイランド管理費の財源内訳変更、当初どのような財源で確保しようと思っていたのか、それが一般財源というか、交付税が入ってきたから基金を取り崩さなくて良くなったのか、そこら辺の内訳だけお教えください。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） アイランド管理費に係ります財源の部分でございます。これにつきましても、平成29年度の予算の中でもあったように、公共施設整備基金、これを崩して使おうと思っていたのですけれども、一般財源の活用というようなことで、これを崩さずに使うということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 18頁、学校給食費の関係で、今回、220万円の減ということで、説明では給食数の減少ということですけれども、説明があったのかも知れませんけれども、生徒数で言ったら何人ぐらいの減がこの数字なのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） 子供たちの人数は今、押されていないのですが、全体の食数は押させております。当初の予算は、小中学校の給食費で6万6,500食、それが実績では、約6万4,500食ということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 生徒数という捉えでは無いのかなと思うのですけれども、その理由、転入・転出なのか、それとも学校を休んでの減なのか、その辺ちょっと詳しく説明して頂ければ一定程度分かりやすいし、今回、220万円の減という数字というのは、今の6万6,500食という全体のものからいいたら、常に許容範囲の中の数字なのか、それとも教育委員会の捉えとして、意外な数字という捉えなのか、そこら辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） 大変申し訳ありません。細かい数字のところは今、報告できないのですが、当初の予算の時に、児童生徒の数、そして給食を提供する日数、これが当初の予算と実績と変わっていたということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター長。

○給食センター長（竹田 哲君） すいません、予算時は予算要求が12月ですので、生徒数も給食日数も確定しておりません。それで、前年度と言いますか、その時の状況を下にして計算して予算を上げておりますし、今現在の生産と言いますか、正しい数字で今計算して、補正して合わせるという形になっておりますので、予算要求時には本当の推定値だったということで、ご理解をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 解りました。だいたい例年、これくらいの誤差は出てくるという認識で良いのか。ちょっと次元が違う話になると思うのですけれども、せっかくの給食制度を作った中で、ある程度、予算をあまり不用額を出さないで、その分、生徒たちに還元できるような、給食のボリュームなり、出すものを出せるような、そんな考え方もあるかも知れませんけれども、次元が違うかも知れませんけれども、その辺を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター長。

○給食センター長（竹田 哲君） 給食費は食材料費とか、全部計算して給食費を決めております。いただいた給食費は、給食費以外に使ってはいけないという法律になっておりますので、それぞれ歳入歳出、計算させていただいて、推定ですけれども予算をつけていただいていると。実際の給食数で計算した額ギリギリまで使うという、上手く言えないのですけれども、そういう経理の仕方というか、支出の仕方になっておりますので、いただいた給食費並みの給食はきちんと出しておりますので、そういうことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） 先ほど南議員の質問に食数の数字をお知らせしたのですが、見ている所が間違っております、大変申し訳ありません。当初予算では8万676食、実績については7万4,300食でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） アスベストの関係の委託費なのですが、町有施設、どれくらいまでの範囲なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） アスベストの関係でございますけれども、今、対象として考えているのが、実際のところ、平成13年以前に建設をした建物ということでありまして、50施設を予定しております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 50施設の中に体育館等も入っていますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 体育館も入っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） アスベストの調査委託料、ここで補正が出て、事業を組んで繰越明許という形になっているのですけれども、新年度予算の中でも良かったのではないかと思ったのですけれども、その辺の何か事情というか経緯があれば教えていただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） おっしゃる通りなのかなと思いますけれども、実際この対象施設の把握が、新年度予算の編成をしているときに並行して進めていたという状況でもありますし、更に今、札幌市等で、色々問題になっておりますけれども、新年度においては、おそらく全道の色んな市町村が、同様にアスベストのこのような調査をするかと思うのですけれども、こういった調査ができる診断士というのが、道内にはそれほど多くはないということもありますし、4月に発注すると、なかなか業者の方も受け切れない部分も想定されるかと、そういうこともあったものですから、早めに美深町としては出したいということもありますし、こういう予算を組ませていただきました。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 14頁、地域おこし協力隊の報酬の関係です。せっかく担当課が

できて、いわゆるチョウザメ事業に対して1名の募集をかけたというようにお聞きをしていたのですが、残念ながら募集がないということあります、これは将来、これから始まっていく部分であります、今後こういった対策というか、協力隊でやらなければならぬものなのかなどうなのか、その辺はどのように考えておられるのか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） この地域おこし協力隊、今回の28年度の予算については、チョウザメの技術者の関係ということで予算措置をしておりまして、どちらかというと特定の方、ある程度、目星をつけて想定はしていたのですけれども、結局、確保できなかったということで、表立ってはしてございません。次年度以降、29年度以降については、予算委員会の中でも若干触れたかと思うのですけれども、今、1人、来て頂ける方を協力隊というこの制度を活用しながら確保していきたいと考えております、今後の部分については、基本的にはチョウザメ事業に係る部分については、事業の中で確保していく形にはなると思うのですけれども、今回はこの制度を活用した形ということになってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 同じ質問だったので、それではアスベストのことは、過去に町民体育館等でアスベストの悲惨な事故があって、何日間か閉鎖したという私の記憶があるのですが、その時になぜ全町的な調査をしなかったのかということが1点と、チョウザメの地域おこし協力隊の今の予算の時に手当てしているという話ではなかったですよね。もう、してあるのですか、人員は。聞き漏らしたのかも知れませんけれども、中江さん言ってもらって良いですか。そういうのがあれば教えてください。どういう方向の人で、そういうルートがあるのかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今の段階で打診をしているというか、そういう方はいらっしゃるということです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） アスベストの問題については、遡りますと平成17年が最初にそういったことが大きく問題になったときであります、当時、露出しているといいますか、こういう建物から見えるような、目視できるような吹き付けのアスベスト、こういったものが対象になっておりまして、その時、調査を一定程度行いまして、町民体育館それから役場、役場のボイラー室ですね。ここに検出されたということで、体育館については試算したことではなくて、その調査で見つかって、封じ込める措置をした

ということになっております。今回、その吹き付けの他に石綿、アスベストを含む保温材とか断熱材こういったものを使っている部分も調査と言いますか、規制というか、そういうものの対象になったということもありまして、新たにそういう部分、ありそうな施設をピックアップしたのが50施設あります、それを調査するということです。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今のアスベストは、だいたい解りました。チョウザメの方の人員も、そのような進行形でいるという説明もありましたけれども、美深町がこれだけ町おこし全体としてやる事業ですから、その人員削減は私の口癖のようなことになるかもしれないですけれども、先進地である外国、ロシア等の人脈もせっかく町長が領事館等のルートもあるわけですから、そういうところから派遣してもらうですか、ルートは色々あると思うのですけれども、そのような主導的な人員を確保できなかったら、日本全国にある、どんどん先行している地域もありますよね。今、私達も視察しておりますけれども。そういうところに追いつかないのではないかと、一般質問でも言っておりますけれども、もう少し門徒を広げて人員を募集するというような考え方を持ってほしいと思っておりますけれども、そこら辺もう一度お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） まず、地域おこし協力隊で、こういったチョウザメの事業を募集するというのは、そこに係ります財源の確保というのが1つあるかなと。通常に一般会計の中で確保するということもできるのですけれども、財源が当たるものについてはこういう財源を使いながら確保するということで、地域おこし協力体の事業を活用させていただいたということでございます。それから、正しく言っている通り、これは予算委員会でも言いましたが、専門性を持った、ある意味特殊な事業というところがあります。こういった事業に携わってきていている方、こういった人をターゲットに、お願いをしているというような状況でございます。言われる通り、先を行っている地域等々がありますので、そこに追い付き追い越せといった意気込みもありますし、北海道、あるいは北海道総合研究所、こういったところとの連携、更には北大水産学部、こういったところと連携をしながら、チョウザメは特に研究途上の魚であると言われております。更には、北大水産学部の先生は、日本の第一人者と言われております。そういった先生が入り込んで、各種指導をしていただいておりますので、かなりここら辺は力強いかと思っているところでございます。今回の補正で減額をさせていただいた部分については、別の人だったのですけれども、これもいわゆる水産業に携わっている人で、なんとか来てくれませんかという話をしておりました。美深にも3回も4回も足を運んで、本当にこの地で住んでいけるかとい

うようなことを判断しながら、平成28年度については、断念をしたというような状況でございますので、その辺ご理解をいただいて、更には、このチョウザメの事業をうまく進めていくためには、関係機関との連携、こういったものを更に、更に強めて行かなければならぬと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、3番 和田君。

○3番（和田 健君） せっかく給食センター長がまだいらっしゃるので、先ほど南議員の方から食材費の方で、ボリュームアップとかいう面で考えられないかという質問があつたので、思い出したことがあって、お聞きしたいのですけれども、これは子供の意見だと思います。学校の2月、1月からも含めてなのですけれども、2月の方、節分があったのだけれども、そういう節分に関した給食を楽しみにしていたのに、豆が出なかつたとかいう話もあって、直近で言うと、3月3日、ひな祭り、これは女の子の意見だったのですけれども、ひな祭りなのにひな祭りに関した給食ではなかつた、これを聞いたときに、とてもがっかりしていたのですけれども、こういったものに何かメニューとして入れられないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター長。

○給食センター長（竹田 哲君） 和田議員がおっしゃられた事、私も実際、子供さんから聞かされました。去年と今年とやったのは、クリスマスにケーキは出してあります。今年はお金を見ながら献立を立てていますが、今年は、確かにひな祭りはなかつたのですけれども、バレンタインにチョコレート系のメニューを出させて頂きました。ケーキとかゼリーとか子供達が楽しみにしているのをわかっているのですけれども、お金を見ながらやっていると。3月ギリギリまで歳入歳出を見ながらやっているのですけれども、ケーキとかは出せませんでしたが、今年は大好きパンということで、パンを5種類ぐらいの中から子供たちに選んでもらって、パンを出すというメニューも、今年から始めてみることにしました。どうしても楽しみにしているので、出してあげたいのですけれども、その時々の決算状況というのを見ながらですので、なるべく出してあげたいのですけれども、難しい面もあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。ほとんどの方が質問をしているようですから、これで質疑を閉じます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それでは、議案第4号について採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第4号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第5号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。それでは、これから議案第5号を採決いたします。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第5号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第6号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 基本的には、財源補正だとは思いますが、総体にわたって、実績が数字で結構大きな金額が減額補正となっておりますが、その要因が1つはどこにあるのかということの質問をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） この減額補正の大きな要因としまして、歳出の方を見ていただけると解ると思うのですけれども、施設サービス給付費負担金、こちらが4,900万円余りということで、これが大きな要因、ここが減った部分が地域密着とかに移ったりということで増減はあるかとは思っておりますけれども、大きく減った要因としましては、特別養護老人ホームが大きな1つかと思っております。計画では、特別養護老人ホーム50名程見込んでおりますけれども、現在、美深町の方が入所されているのが美深の特養でいけば40名ということで、10名、見込みより少なくなっていますし、他の施設でも介護療養施設ですとか、老人保健施設の方でも計画数値よりも減少しているということで、平均しますと16名ほど計画よりは下がっているというような状況がございます。その部分を単純に1人、月額でいくと30万円余りという給付が係るとすれば、5,000万円以上の減という結果にはなるのですけれども、その辺、月ごとの移動もご

ざいますので、単純に12カ月分とはならないのですけれども、そのような要因が大きなものとしまして施設のサービス給付が落ち込んでいるという状況です。それによって、歳入の方の財源補正も調整しているということになっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 解りやすいご説明ありがとうございます。ただ、今の説明の中では、特に特別養護老人ホームに関しては50名の定員について、美深町が関係するところは40名ということですが、充足率は50に近い数字なのかということと、それから、待機している方々が現在どの程度おられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 美深町の特別養護老人ホームの状況ですけれども、先ほど、美深町内の方が40名入所ということでお知らせしますけれども、残り10名は町外の方が入所されており、満床の状態は続いているということになっております。もう1つ、待機者の状況ですけれども、最新の情報では33名ほど待機者がいらっしゃるということになっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかになければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第6号について採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第6号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 議案第7号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。それでは、これから議案第7号について採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第7号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

これから暫時休憩を行います。再開は概ね11時15分といたします。

議長から議会運営委員会を招集しますので委員会室にお集まりいただきたいと思います。

午前 10時08分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、町側から追加議案の提出がされております。追加議案は議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）の1件であります。

お諮りをいたします。追加議案は日程に追加し、議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）を追加日程第22として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）を日程第22として、議題とすることに決定をいたしました。

◎日程第19 発議第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 発議第1号 特別委員会の設置について議題といたします。本件の提出者は藤原君、賛成者は中野君、南君、長岐君、荒川君、和田君の各議員です。この際、提出者の藤原君から本件についての提案説明をいただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 発議第1号 平成29年度議会広報特別委員会の設置について、提案説明をいたします。提出者は藤原、賛成者は中野、南、長岐、荒川、和田の各議員であります。本件は地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により、美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びに町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的として、地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置するものであります。特別委員会の名称は、平成29年度議会広報特別委員会、委員の構成は6名で、議会の閉会中も活動することができ、設置期間は調査終了までとするものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の藤原君の説明は、平成29年度議会広報特別委員会の設置であります。6人の委員構成により、調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動

することができる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件について、これから質疑を行います。ありませんか。それでは、質疑がないので討論も省略して、お諮りをいたします。本議会に提出者の説明の通り、特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号 特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。本件、特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名をいたします。藤原君、中野君、南君、長岐君、荒川君、和田君の6名であります。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、本特別委員会の委員は、只今申し上げた6の方に決定をいたしました。

これから暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。議長から特別委員会の招集を行います。只今設置された議会広報特別委員会を直ちに開き、正副委員長の互選を願います。

午前 11時22分 休憩

午前 11時30分 再開

○議長（倉兼政彦君） 定刻前でありますけれども、皆様お揃いでございますので休憩を解いて会議を再開いたします。

議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、それぞれ正副委員長の互選が行われております。議会広報特別委員会の委員長に藤原君、副委員長に長岐君が就任しておりますので報告をいたします。

◎日程第20 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布のとおり議員派遣を承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議員の派遣は承認といたします。

◎日程第21 承認第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から、お手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定を致しました。

◎日程第22 議案第22号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、泉地区にあります町道、泉クトンベツ道路の敷地に関し、町道用地として賃貸借を受けている所有地の所有者から、町側に用法遵守義務違反があることを理由に、名寄簡易裁判所に土地明け渡しの調停申立てがありました。これに対し、町側の代理人として、弁護士を委任するための費用を追加するものであります。これによりまして、一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ50億5,216万9,000円となるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第22号をご覧いただきたいと思います。平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）。平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） この場所、694平方メートル、これは、どうしてもこの道路が必要なのかどうなのか。考えとしては、訴訟と言いますか、こういった調停の手続きに入ることについては問題はない、相手方があるわけですから仕方ないのですが、将来的に、

この民間の土地を道路として借用していくことになるのか、新たな場所に道路をつけることになるのか、それについてはどのような方向性を持っているのか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） この道路の先には道有林が相当な面積の山林、そして民有林の所有者が2人、それと町有林もありますので、やはり道路というのは今後の作業、皆伐等にも必要なので、無くす事はできませんと思います。また別ルートと言いますと、細い林道等はあるのですけれども、改築費用等には相当な費用が要しますので、やはり10年間、平成26年から10年間は賃貸しておりますので、それは契約に基づいて借りるというのが適正な形だと思いますので、今後についても、今、言ったように必要な道路として町道管理としては考えておりますので、同じような形態をとっていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） それでは、継続して借りるということで、確認なのですけれども、そのようにして行くという予定なのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） まず、継続というか、訴えの趣旨がなかなか理解できないところがありますので、弁護士さんにも依頼するのですけれども、我々職員もその調停の中に出席して、その辺をまずは確認していきたいというところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） これは売買の話というのは進んで行かないのですか、それについては。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議員さんもご存知だと思うのですけれども、平成26年の3月には、前回の同じ場所での調停申し立てがありまして、決定をいたしております。その時にも、売買の話は申し立て人と言いますか、所有者の方に町として申してはおりますけれども、なかなか内諾を得られないという現状の下の今回の状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。別段、質疑がなければ以上で終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第22号について採決を行います。議案第22号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第22号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

これで、本定例会に付議された案件の一切が終了いたしましたので、会議を閉じます。平成29年第1回美深町議会定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。

午前 11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 齊藤和信

署名議員 南和博